

中山間地域における 地域資源管理組織の現状と課題（その2）

——大分県東国東郡国見町調査結果——

えがわ あきら はしづめ のぼる もろずみかず お かつきとしたか ふくだりゅういち
江川 章，橋詰 登，両角和夫，香月敏孝，福田 竜一

1. はじめに
 - (1) 研究のねらい
 - (2) 国見町における地域資源管理問題の背景
 - (3) 本稿の構成
 2. 国見町の概況
 - (1) 国見町の位置、自然概況
 - (2) 国見町の人口動態
 - (3) 農林水産業の概況
 3. 個別農家の存在状況と農地資源管理の可能性
 - (1) 認定農業者の経営概況——経営部門からの接近——
 - (2) 個別農家の存在状況
 - (3) 小 括
 4. 農業集落による農地資源の管理
 - (1) 集落構造と土地利用の現状
 - (2) 農業集落での農地資源管理の現状
 - (3) 農用地利用組合の役割と取り組み
 - (4) 小 括
 5. 国見町ふるさと振興公社による農地資源管理
 - (1) 設立過程
 - (2) 公社の組織体制
 - (3) 公社の業務内容
 - (4) 小 括
 6. 農林業関連機関による地域資源管理
 - (1) 伊美郷土地改良区
 - (2) 東国東森林組合
 - (3) その他の農業関係機関
 7. おわりに
 - (1) 国見町における農地資源管理の課題
 - (2) 農業公社を核とした農地資源管理の可能性
- 島根県原町と大分県国見町の比較——

1. はじめに

(1) 研究のねらい

本稿は、中山間地域における地域資源管理組織の再編や活性化方策の解明を目的とするプロジェクト研究⁽¹⁾の97年度成果の一部をとりまとめたものである。97年度においては、農業公社を核とする地域資源管理の問題点および方向性について現地調査を基に提示することを課題とした。具体的には、立地条件の異なる2地域（島根県原町、大分県国見町）を調査事例として取り上げ、両地域における農業公社を核とした地域資源管理の問題状況や将来方向にどのような相違がみられるかを比較検討した。

本稿で調査事例として取り上げたのは大分

県国見町である。同町は本誌前号（No.38）で報告した島根県原町⁽²⁾と同じように農地保有合理化法人の資格を有する農業公社が設立され、町内の地域資源管理（特に農地資源管理）に重要な役割を果たしている町である⁽³⁾。

以下2以降では、大分県国見町における農業公社を核とした地域資源管理の実態を、個別農家、農業集落、農用地利用組合、農業公社、土地改良区、森林組合等の調査結果と併せてとりまとめを行っている。ここではまず、国見町における地域資源管理問題の背景と町の対策を確認しておきたい。

(2) 国見町における地域資源管理問題の背景

国見町で地域資源管理の問題が発生してい

る背景として、まず第1にあげられるのは、近年における過疎化および高齢化の急激な進行である。町の人口動態に関しては2で詳しく述べられるが、国見町では90年代に入ってから、若年層を中心とする人口流出に拍車がかかり、農業の担い手確保はもちろんのこと、町の定住人口をいかに確保するかが重要な課題となっている。このため、町では定住条例を制定し、93年から結婚や出産など定住促進に関わる事項に対し助成を行っている⁽⁴⁾。またもう一つの大きな課題として、町の基幹産業である農業の担い手をいかに確保するかが急務となっている。具体的な対策としては、4で取り上げる農用地利用組合を通じた町内の担い手農家への農地集積や新規就農事業による農外からの担い手の補充、さらには高齢化の進んだ農業労働力の活用を図るための高齢農業者対策事業など、農業の担い手確保に向けた積極的な取り組みが行われている⁽⁵⁾。

第2に、上記の問題とも関連するが担い手不足に伴う農地の荒廃化の進行があげられる。町内には、パイロット事業（1960年代後半～70年代前半）で造成された樹園地（みかん園）があり、果樹作の不振もあって、400haにも及ぶ農地の荒廃化が進んでいる。また、水田に関しても、近年では高齢化・担い手不足によって、適正な管理が困難となる田の面積が増加し、その受け手確保が深刻な問題となっている。このような農地の荒廃化に対処するために、町では94年に農業公社（「社団法人国見町ふるさと振興公社」、農地保有合理化法人）を設立し、管理耕作や農作業の受託により、農地の保全を図っている。ただし、みかん園に関しては、造成に伴う農家負債が完全に解決されていないこともあり、その対策は遅れているのが現状である。

このような問題背景を踏まえ、以下では実態調査に基づいて、国見町の地域資源管理の現況や問題点を明らかにしている。なお、本稿では地域資源の中でも農地資源（特に水

田）に重点をおいて分析を行っており、その他の水、林地などの管理問題については、一括して6で取り上げている。

(3) 本稿の構成

本稿の構成は以下のとおりである。まず始めに、2で国見町の概況を主に人口動態と農林水産業の概要に焦点を絞って論述する。次に、3で町内担い手農家の現状を概観した後、経営作物別にこれら農家の営農展開を、農地資源管理という視点を含め検討する。4では農業集落における水田管理の現状と課題を、農用地利用組合の活動状況と併せ具体的な事例を基に明らかにする。更に5では国見町ふるさと振興公社に焦点をあて、設立から現在に至るまでの活動状況等を踏まえた上で、農地資源管理に果たす公社の役割と将来方向について考察する。6では農地以外の地域資源である水や森林等を取り上げ、主にこれら資源の管理を中心的に担っている土地改良区および森林組合の取り組み状況と今後の課題をそれぞれ明らかにする。また、ここでは地域農産物の活用という点で、JAや農産加工場についても言及する。最後に7で国見町ので地域資源管理の現状と今後のあり方を概括するとともに、島根県頓原町の取り組みとの比較から、農業公社を核とした地域資源管理のあり方を考察する。

（江川 章，橋詰 登）

注(1) プロジェクト研究は、農業研究センターを主査場所とする連携開発研究「中山間における地域資源の活用に関する総合研究」（1997～99年度）であり、当所は上記の小課題である「地域資源管理組織の活性化対策及び再編方向の解明」を担当している。

(2) 島根県頓原町については、村松他「中山間地域資源管理組織の現状と課題（その1）——島根県飯石郡頓原町調査結果——」（『農総研季報No. 38』19～66頁）を参照のこと。

- (3) 大分県国見町調査は1997年12月8日～11日にかけて行った。
- (4) 人口定住対策は「国見町いきいきふるさと定住促進条例」として93年から取り組まれている。その内容は町内での生活面に関わる助成が主であり、たとえば在宅育児（3歳未満に対し、月額1万円助成）、出産祝金（第1子に10万円、第2子に20万円など）、老人等介護手当（重度障害者65歳以上、月額2万円）など、全部で13の事項が助成の対象となっており、96年度の実績はトータルで181件、約2,600万円の支給であった。なお、国見町と同様な定住促進条例は近隣の市町村でも制定されているが、国見町が最も総合的な助成を行っている。
- (5) 新規就農事業は、公社の取り組む事業の一つとして位置づけられている。詳しくは本稿5を参照のこと。また、高齢者農業に関する県事業は町内の野田地区で98年度

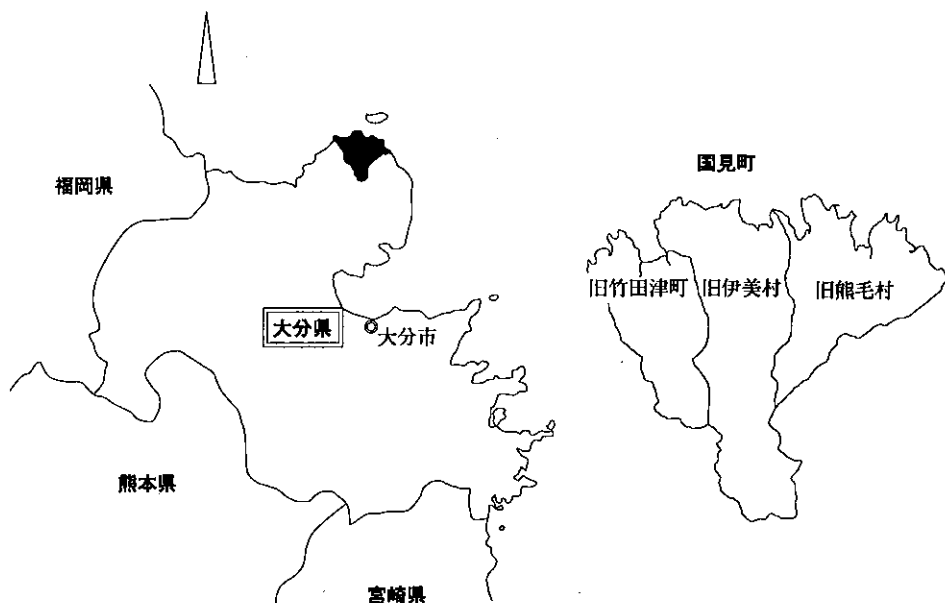
から本格的に取り組まれるが、その内容はハウス建設に対する助成が主となっている。

2. 国見町の概況

(1) 国見町の位置、自然概況

国見町は、大分県国東半島の北部に位置する(第2-1図)。町内を走る主要道路は、近隣の国東町、豊後高田市などに通じており、大分空港へは車で40分の距離である。さらに、国見町の竹田津港と山口県徳山市の間にフェリーも就航しており、かつては、徳山のコンビナートへ出稼ぎに出る者もいた。

地勢は、海側が平野部であるが、半島中央部は山間部となっており、同じ町内でも南北によって大きく異なる。国見町は旧国見町(旧伊美村、旧熊毛村が1955年に合併)と旧竹田津町が1960年に合併して誕生した町であ



第2-1図 国見町の位置

る。農水省の統計区分では3旧町村とも「中間農業地域」に区分される。

気候は「瀬戸内気候」に属し、全般に温和であるが、夏季は雨量が少ないため、しばしば渇水問題も発生している。

(2) 国見町の人口動態

1) 人口の推移

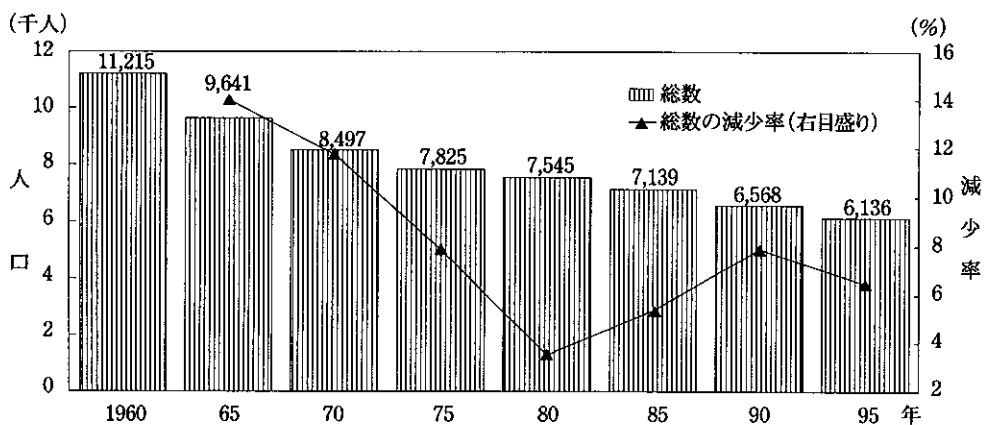
第2-2図によると、国見町の人口は1960年の11,215人から、1995年には6,136人までに減少していることがわかる。人口の減少率は、1980年頃までは一貫して低下していたものの、近年再上昇する傾向もうかがえる。

次に第2-1表より、人口構成の推移をみよう。0～14歳人口の割合は、1960年(34.4%)から、一貫して低下しており、1995年は12.7%となっている。一方、65歳以上人口割合は、1960年(6.5%)から1995年(22.5%)まで一貫して上昇している。特に1990年には65歳以上人口の割合が0～14歳人口の割合を上回るようになり、人口の高齢化が深刻になっている。また、非生産年齢人口割合は1980年を境に、低下から上昇に転じている。

更に、過疎と高齢化の主因とみられる若年層を中心とした人口流出の状況を、第2-2表からみると、やはり10代後半から20代前半層の流出が著しいことがわかる。また同表からは、より若い世代ほど流出率が低まっている傾向もうかがえるが、依然として、若者の町外流出率は高いといえる。一方、若年層の人口還流の動きを第2-3表からみると、1955～51年生まれのように、世代によっては、還流の動きがかなり明確に確認できる。今後、若者の流出に歯止めをかけると同時に、Uターンを促進する施策も必要であろう。

2) 将来人口のコーホート予測

以上の分析を踏まえ、国見町人口の簡単なコーホート予測を試みた。推計結果は第2-4表の通りである。2010年の総人口は4,652人と予測された。これは、1995年のほぼ7割に当たる数である。さらに人口構成をみると、14歳以下人口割合の低下に歯止めがかからず、2005年には一けた台(8.7%)にまで落ち込み、逆に65歳以上人口は2010年には39.6%まで上昇すると予測される。



第2-2図 国見町の人口推移

資料：国勢調査。

第 2-1 表 人口構成の推移

(単位: %)

	1960年	65	70	75	80	85	90	95
0～14歳	34.4	29.7	24.9	20.1	18.4	18.2	16.3	12.7
15～19	6.7	8.2	7.1	7.6	6.0	5.1	4.8	5.5
20～29	11.2	7.7	8.3	8.5	7.9	6.6	5.2	5.5
30～39	12.6	13.8	12.1	9.7	10.4	11.5	9.1	8.0
40～49	10.8	11.9	14.9	16.2	14.0	10.8	12.4	13.6
50～59	10.3	11.6	12.2	13.6	16.0	17.4	15.3	12.5
60～64	7.6	9.1	11.2	12.7	13.3	14.3	17.8	19.8
65歳以上	6.5	7.8	9.4	11.7	14.1	16.2	18.9	22.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
非生産年齢人口	40.9	37.6	34.2	31.7	32.5	34.4	35.2	35.2

資料: 国勢調査.

注. 「非生産年齢人口」とは0～14歳人口と65歳以上人口の合計.

第 2-2 表 若年層流出の推移

(単位: %)

	10～14歳	15～19	20～24
1985～81年生まれ	100.0	68.9	-
80～76	100.0	66.5	33.8
75～71	100.0	73.3	28.1
70～66	100.0	68.9	29.6
65～61	100.0	59.8	26.9
60～56	100.0	52.5	26.0
55～51	100.0	52.5	26.0

資料: 国勢調査.

注. それぞれの世代の10～14歳時における人口を100とした.

第 2-3 表 町外流出者の還流状況

(単位: %)

	20～24歳	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
1965～61年生まれ	100.0	103.0	96.2	-	-	-	-	-
60～56	100.0	110.4	105.2	109.8	-	-	-	-
55～51	100.0	112.0	116.8	120.7	121.2	-	-	-
50～46	100.0	108.7	112.3	113.3	110.4	115.5	-	-
45～41	100.0	96.7	98.8	102.1	99.1	97.4	95.6	-
40～36	100.0	88.9	87.9	85.2	88.4	86.4	84.5	83.3

資料: 国勢調査.

注. それぞれの世代の20～24歳時における人口を100とした.

(3) 農林水産業の概況

1) 農家戸数および規模別分布

第2-5表によると、国見町の総農家戸数は、1960年の2,053戸から、1995年には912戸までに減少した。特に第1種兼業農家の減少が

著しく、1960年の894戸から、1995年には122戸までに激減している。また専業農家も1960年の672戸から1995年には232戸へと大きく減少している。第2種兼業農家は1975年まで兼業化の進展とともに増加した。しかし、そ

第2-4表 国見町将来人口のコーホート予測結果

		1990年	1995	2000	2005	2010	2010/1995年比
人 数 (人)	14歳以下	1,073	778	599	448	385	0.36
	15～64歳	3,718	3,348	2,923	2,681	2,427	0.65
	65歳以上	1,777	2,009	2,128	2,016	1,840	1.04
	総数	6,568	6,135	5,650	5,145	4,652	0.71
割 合 (%)	14歳以下	16.3	12.7	10.6	8.7	8.3	
	15～64歳	56.6	54.6	51.7	52.1	52.2	
	65歳以上	27.1	32.7	37.7	39.2	39.6	
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

注(1) 国勢調査より推計。

(2) 2000年より推計値。

れ以降、構成割合は上昇しているものの、戸数そのものは減少している。このように国見町では60～70年代前半にかけて、専業、第1種兼業農家の離農あるいは第2種兼業化が進んだが、それ以降は、第2種兼業も減少し始めており、形態を問わず農家戸数の減少が続いている。

旧町村別（1995年）にみると、旧竹田津町では、専業農家が多く（26.9%）、かつ男子生産年齢人口のいる世帯の割合が38.3%と高い。一方、旧伊美村は第2種兼業農家割合が64.6%と高くなっている。旧熊毛村は両者の中間的な構成となっている。

第2-6表には、農家の経営規模を大分県および県中間農業地域平均と比較して示してある。国見町の場合、1ha未満層の農家割合が高く、県あるいは県中間農業地域平均と比べても小規模な農家が多い。旧町村別では、干拓地のある旧竹田津町に、比較的規模の大きい農家が多くなっている。反対に兼業化の進んでいる旧伊美村は、小規模農家の割合が高い。

2) 農家労働力、あとなぎの状況

第2-7表には、国見町の農業就業人口の状況を大分県および県中間農業地域平均と比較して示してある。国見町では、40歳未満の農業就業人口はごく少数であり、男女とも多いのは65歳以上である。また、県や県中間農業

地域と比べると、やや高齢者の割合が高いが、おおむね国見町の農業就業人口の年齢構成は大分県内では、平均的であるといえよう。

一方、農家のあとなぎは、1995年センサスによると、同居あとなぎがいる世帯は総農家数の約30%にしか過ぎない。

3) 耕地面積と主要農産物

国見町の耕地面積は、1995年の農業センサスでは、総面積594ha、うち水田が65.7%（390ha）、樹園地23.9%（142ha）となっている。また第2-8表に国見町の農業生産条件を示した。傾斜度別面積割合からみると、旧町村別では旧竹田津町が最も生産条件が良好だが、それでも田の33.6%が傾斜度1/20以上である。田の区画整理は、旧竹田津町、旧熊毛村で100%、旧伊美村でも91.2%実施されているが、区画が小さいという問題を抱えている。

次に第2-9表から、耕地の減少状況をみよう。1970～1995年にかけて、もともと経営耕地総面積の減少率が高かったのは旧熊毛村（64.1%）で、以下、旧伊美村（57.5%）、旧竹田津町（45.8%）の順になっている。地目ごとに耕地の減少をみると、最も減少したのは、樹園地である。旧熊毛村では、実に、耕地面積減少の8割が、樹園地の減少によるものである。これは、1963年に「みかん園開拓パイロット事業」が開始されたものの、70

第2-5表 農家数の推移（専兼別）

		総農家数	専 業		兼 業	兼 業	
			うち男子生産年齢 人口のいる世帯			第 1 種	第 2 種
戸 数 (戸)	1960年	2053			672	-	1381
	65	1887	640	-	1247	582	665
	70	1800	471	-	1329	580	749
	75	1662	395	190	1267	324	943
	80	1538	412	208	1126	306	820
	85	1414	416	177	998	215	783
	1990年(旧定義)	1116	307	117	809	183	626
	(新定義)	1116	312	121	804	179	625
	95	912	232	81	680	122	558
	うち旧伊美村	364	89	29	275	40	235
旧熊毛村	325	83	29	242	46	196	
旧竹田津町	223	60	23	163	36	127	
1960年に対す る1995年の比		0.44	0.35	-	0.49	0.14	1.15
総農家数に占める割合 (%)	1960年	100.0	32.7	-	67.3	43.5	23.7
	65	100.0	33.9	-	66.1	30.8	35.2
	70	100.0	26.2	-	73.8	32.2	41.6
	75	100.0	23.8	(48.1)	76.2	19.5	56.7
	80	100.0	26.8	(50.5)	73.2	19.9	53.3
	85	100.0	29.4	(42.5)	70.6	15.2	55.4
	1990年(旧定義)	100.0	27.5	(38.1)	72.5	16.4	56.1
	(新定義)	100.0	28.0	(38.8)	72.0	16.0	56.0
	95	100.0	25.4	(34.9)	74.6	13.4	61.2
	うち旧伊美村	100.0	24.5	(32.6)	75.5	11.0	64.6
旧熊毛村	100.0	25.5	(34.9)	74.5	14.2	60.3	
旧竹田津町	100.0	26.9	(38.3)	73.1	16.1	57.0	

資料：農業センサス。

注. () 内は専業農家に占める割合。

第2-6表 経営耕地面積規模別の農家数割合(県平均等との比較, 1995年)

(単位: %)

	合計	0.3ha未満	0.3~0.5ha	0.5~1.0ha	1.0~1.5ha	1.5~2.0ha	2.0~2.5ha	2.5~3.0ha	3.0~5.0ha	5.0ha以上
国見町	100.0	28.2	27.2	34.9	6.9	1.5	0.8	0.3	0.2	-
うち旧伊美村	100.0	33.0	28.0	31.9	4.7	1.6	-	0.8	-	-
熊毛村	100.0	25.8	28.0	35.4	7.7	1.5	1.2	-	0.3	-
竹田津町	100.0	23.8	24.7	39.0	9.4	1.3	1.3	-	0.4	-
大分県	100.0	24.9	20.6	32.3	13.2	5.1	2.1	0.8	0.8	0.2
中間農業地域(大分県)	100.0	22.1	19.0	33.1	15.1	6.0	2.5	1.0	1.0	0.3

資料：農業センサス。

第2-7表 農業就業人口の状況（県平均等との比較，1995年）

	人数（人）			総数に占める割合（％）		
	国見町	大分県	中間農業地域（大分県）	国見町	大分県	中間農業地域（大分県）
男女総数	1,640	88,384	45,200	100.0	100.0	100.0
男子総数	726	36,502	18,821	44.3	41.3	41.6
うち 15～29歳	39	2,180	1,094	2.4	2.5	2.4
30～39	15	1,043	550	0.9	1.2	1.2
40～59	114	6,182	3,297	7.0	7.0	7.3
60～64	140	5,911	3,047	8.5	6.7	6.7
65歳以上	418	21,186	10,833	25.5	24.0	24.0
女子総数	914	51,882	26,379	55.7	58.7	58.4
うち 15～29歳	27	1,688	885	1.6	1.9	2.0
30～39	35	3,323	1,691	2.1	3.8	3.7
40～59	229	15,046	7,645	14.0	17.0	16.9
60～64	191	9,463	4,822	11.6	10.7	10.7
65歳以上	432	22,362	11,336	26.3	25.3	25.1

資料：農業センサス。

第2-8表 農業生産条件（1993年）

（単位：％）

	田の傾斜度別面積割合					田の区画整理 実施面積割合	畑（樹園地含む）の傾斜度別面積割合			
	合計	1/300未満	1/300～1/100	1/100～1/20	1/20以上		合計	8度未満	8～15度	15度以上
旧伊美村	100.0	—	32.9	31.9	35.2	91.2	100.0	38.6	61.4	—
旧熊毛村	100.0	—	16.8	41.3	41.9	100.0	100.0	14.2	85.8	—
旧竹田津町	100.0	13.8	37.9	14.7	33.6	100.0	100.0	30.1	69.9	—

資料：農業センサス。

注．原資料は、「第3次土地利用基盤整備基本調査」（農林水産省構造改善局：1993年）結果を旧市区町村単位に組み替え集計したものである。

第2-9表 経営耕地面積の減少とその内訳（1970年→1995年）

（単位：％）

	経営耕地総面積 減少率			
	田	畑	樹園地	
旧伊美村	57.5 (100.0)	11.2 (19.5)	7.7 (13.4)	38.6 (67.1)
旧熊毛村	64.1 (100.0)	7.1 (11.1)	6.1 (9.5)	50.9 (79.4)
旧竹田津町	45.8 (100.0)	1.7 (3.6)	13.4 (29.2)	30.8 (67.2)

資料：農業センサス。

注．（ ）内は総面積の減少面積を100とした時の各地目の減少面積が占める割合。

年代初めのみかん価格低迷によって、開拓された多くのみかん園が廃園となった経緯を反映したものである。一方、旧竹田津町では、田の減少が他旧村に比べ著しく低い。これは当地において干拓（竹田津干拓、1966年完成、総面積37ha）が行われたためであり、旧竹田津町で耕地の減少が少なかったとは必ずしも結論できない。

1996年度の農協による販売金額資料で国見町の主要農産物をみると、もっとも販売金額が大きいのが、イチゴ（218百万円）であり、以下、米（137百万円）、みかん（70百万円）、メロン（36百万円）などが主要農産物として挙げられる。また、花きでは、パステルアスター（30百万円）などが生産されており、稲作だけでなく、露地および施設園芸作も盛んである。

4) 林業

林野面積は90年センサスによると町面積の6割を占めるほど広大である。しかし、1960～90年の間に500haほど減少し、特にみかん園開拓が盛んであった1960～70年の間の減少が著しい。かつては木炭や筑豊炭田の抗木用需要があったが、戦後のエネルギー革命によって林業は衰退した。また、町内の竹材は港から移出もされていたが、合成樹脂の普及によって竹材需要が衰退、竹林も荒れていた。しかし、加工技術向上によって用途が拡大、近年竹材生産が見直されている。

大分県はしいたけの産地として名高く、国見町においても生産が行われている。1996年度の生しいたけの販売金額は37百万円であったが、中国産との競争が激しくなっており、しいたけ農家の経営を圧迫している。

5) 漁業

国見町では、漁業も重要産業である。漁業世帯のほとんどは自営の個人経営体で、“半農・半漁”的な漁家を中心とみられる。かつての収奪型漁業のため漁獲量は減少しており、魚礁、築磯あるいは放流、禁漁区を設けるな

ど“育てる漁業”への転換を目指している。また、1984年には、岐部湾に車えびの養殖場が作られている。

（福田竜一）

3. 個別農家の存在状況と農地資源管理の可能性

本章では、認定農業者等の上層農家と目される経営層に注目し、それら個別農家の存在状況を検討する。あわせて、これら個別農家レベルでの農地利用の動向を把握して、農地資源管理の可能性について考察することとしよう。

既に2でみたように、国見町では大分県の中間農業地域の中でも経営耕地規模の小さな農家が多数存在している。これまで、これらの農家層を含め個別農家が営農を行うことによって、（廃園化の傾向が著しい樹園地を除く）大半の農地資源は維持されてきたといえよう。しかしながら、過疎化に伴う担い手の減少と高齢化が進展する中で、こうしたいわば従来型の農地管理のあり方が問われざるを得ない状況が深化しつつある。個別農家の営農によって、どの程度の農地が利用・管理されるのか、その可能性の検討が求められている。

しかしながら認定農業者の認定が積極的に行われ、新規参入者の受け入れについてもある程度の成果をあげていることが、農業の担い手をめぐる当町の取り組みの特徴でもある。当町における営農展開の可能性が示唆されるわけであるが、このことが、はたして農地資源管理のあり方に積極的に結びつきうるものなのかどうか、かかる点の検討も重要であろう。

これらを念頭に置きつつ、個別農家による農地資源管理の可能性（とその限界）をめぐる問題について接近していくこととしよう。

(1) 認定農業者の経営概況——経営部門からの接近——

国見町における認定農業者の認定状況は、第3-1表に示したとおりである。いくつかの特徴を指摘すれば次のようになる。まず、中山間地域としては、数多い認定農業者が認定されている。これら認定農業者の経営部門に注目すれば、基幹となる経営部門は、土地利用型のそれではなく、施設園芸作による集約作物主体となっている。一部にはかつて広範に展開したみかん作や森林資源を利用したしいたけを主体とする経営も散見されるが、これらの経営も施設化の傾向が確認される（ハウスみかん作や菌床しいたけ作）。

1) 施設園芸作の展開

面的にまとまった平坦地が少ない当町にあって、分散的ではあるが海岸部低地農地を利用した施設園芸作が展開しており、産地の立地条件としては西南暖地型施設作と位置づけられる⁽¹⁾。この点で、冷涼な気象条件（標高）を活かした中山間の園芸作展開とは、基本的に異なっている。

施設園芸作物別には広範に展開するイチゴ、メロン作に加えて、近年ではパステルアスター（花き）の産地化も進められている⁽²⁾。多様な施設園芸作の展開が行われていることになる。

こうして、認定農業者の認定状況からは、国見町は施設園芸作を機軸に専門的農家層の形成の条件があり、それらの経営の展開を基礎にした（すなわち農業生産による）定住化の可能性が示唆されている。このことが新規参入者を受け入れることの一つの条件をなしている。

もっともこうした施設園芸作の展開が、若年層を含めた就農の場を提供しているのか、あるいは農地利用の面でどの程度それを担っているのかといった問題が残されている。前者については、個別農家調査の分析にゆずることにし、後者の問題について土地利用型営

農の展開も視野にいれつつ、次で若干の検討を行っておこう。

2) 土地利用型営農の展開——稲作と柑橘作——

第3-1表に示したように、ごく少数ではあるが大規模水稻作の展開がみられる（10 ha、6 ha 規模の営農が1戸ずつあるが、10 ha 規模の経営の実態については、後掲第4-2表参照）。これもまた数は多くはないが、認定農業者の経営の中には園芸作を従たる部門とする水稻作規模層1～3 haの営農も含まれている。

これら水稻作を基幹部門とする経営が現状で30 ha程度の水田（個別認定農業者で稲作を主とする経営の水稻作合計面積）をカバーしており、これと水稻作部門を従とする経営による10 haと合わせて、40 ha弱がカバーされていることになる。当町の水田総面積が390 haであるから、それに対して1割程度のカバー率となる。また稲作主体の経営について、その大半が園芸作との複合経営であることも確認される。

上の現状に対して個々の農業者が目標とする水稻作の面積合計は、水稻作を主とする経営で61 ha、従とする経営で16 haのあわせて77 ha程度となる。この場合のカバー率は2割程度に達する。したがって、水田については個々の経営が目標どおりの経営規模拡大をしたとしても、町の水田の一部分のみが認定農業者によって担われるという構造に大きな変化が生じるというところまでには至らない見通しとなる。

ところで、認定農業者の認定状況からみて、稲作以外の土地利用型営農としては、露地みかん作とたばこ作、それぞれ2戸ずつがあるのみである。当町における露地みかん作は、他の地域よりも遅れてなされた園地造成によって、栽培開始間もない時期にみかんの価格暴落に遭遇している。このため多くの園地はその後、償還金を抱えながら耕作放棄され

第3-1表 国見町認定農業者 (1995.3～1997.3認定)

年齢	主たる作目			従たる作目			実態調査 農家番号
		現 状	目 標		現 状	目 標	
53	露 地 作	水 稻	水稻	970	1500		①
57			水稻	600	1100	ハウスみかん 20 20	
56			水稻	270	500	イチゴ 10 15	
51			水稻	260	500	青刈麦 110 100	
59			水稻	160	300	ハウスみかん 10 10	
61			水稻	150	200	メロン 4 10	
50			水稻	140	300	しいたけ 10万個 30万個	
42			水稻	113	700	ミニトマト 20 10	
45			水稻	100	300	イチゴ・露地みかん 151 151	
47			水稻	100	250	しいたけ 5万個 8万個	
40			水稻	100	400	ハウスみかん 10 10	
28		果 樹	露地みかん	200	500		④
45			露地みかん	100	150	ハウスみかん - 50	
45		工 芸	葉たばこ	105	105	水稻 60 80	
48			葉たばこ	100	100		
62	施 設 園 芸 等	野 菜	イチゴ	20	25	水稻 30 30	③
64			イチゴ	20	30	水稻 30 50	
64			イチゴ	15	25	水稻 60 100	
60			イチゴ	15	20	水稻 130 300	
55			イチゴ	15	20	水稻 200 300	
50			イチゴ	14	20	水稻 42 100	
57			イチゴ	12	25	水稻 - 30	
63			イチゴ	10	20	水稻 30 30	
55			イチゴ	10	18	水稻 49 38	
39			イチゴ	10	20	水稻 25 15	
48			イチゴ	10	20	水稻・メロン 50 50	
40			イチゴ	20	30	メロン - 10	
47			イチゴ	20	30	メロン 20 25	
48			イチゴ	20	30	メロン 20 50	
55			イチゴ	20	30	メロン 10 20	
49			イチゴ	15	20	メロン - 15	
57			イチゴ	11	20	メロン 11 20	
43			イチゴ	8	20	メロン 8 15	
42		作 等	メロン	70	70	水稻 55 100	②
62			こねぎ	25	30	水稻 40 50	
63			こねぎ	20	30	水稻 20 40	
38			こねぎ	16	20	水稻 50 100	
52			こねぎ	10	40	水稻 30 30	
49			こねぎ	9	20	しいたけ 4万個 4万個	
58		果 樹	ハウスみかん	32	32		
55			ハウスみかん	20	40		
48			ハウスみかん	17	27	干しいたけ 7万駒 10万駒	
55		花 き	パステルアスター	10	20	花木 50 30	
57			輪菊	-	30	小菊・パステルアスター 10 -	
40			輪菊	-	20	ラクスポー 10 -	
○55			花壇用花苗	20	50	露地みかん 150 150	
33		その他	花壇用花苗	7	15		
45			ギンナン	15	40	花き・キウイ 25 37	
○40	そ の 他	キノコ	菌床しいたけ	3.5万個	12万個		⑤
50			菌床しいたけ	2万個	3万個		
44			干しいたけ	7万駒	15万駒	水稻 80 200	
45			干しいたけ	15万駒	20万駒		
48		畜 産	種鶏	7千羽	8千羽		
○51			種鶏	1.1万羽	1.1万羽		

資料：国見町『町認定農業者一覧』に基づき、一部実態調査で補完して作成。

注(1) 年齢は、1997年3月末。年齢の左の○は法人経営（いずれも有限会社）。

(2) 現状および目標の規模単位で表示のないものの単位はa。

第3-2表 国見町調査個別農家の経営実態

経営主年齢 所在集落	経営概況	経営の特徴など（面積単位：a）
① 52歳 竹田津	大規模稲作 トラクター，コンバイン 農用地組合有	田 930a（自 540，借 390），専従者 1，補助 2（妻，3男） 作業受託（干拓地・耕起～乾燥調製 4ha， <u>公社オペレーターとして 1ha</u> ） 竹田津干拓の担い手の 1 人（もう 1 人は浦手の H 氏） 米価低下による収入減（1300→900万円）
② 43歳 野田	施設園芸 40a （ストック，メロン） <u>Uターン</u>	田 121a（自 27，借 86＝施設用）＜畑 40 をタバコ作に貸し＞ 専従：本人＋妻 38 歳，メロン 35 a・ストック 30 a で 600＋400 万円 所得 600 万円
③ 60歳 向田	施設園芸 17 a （イチゴ，メロン） <u>離職就農</u> 52 歳	田 190 a（自 46，借 144）借を増やす意向ない→公社頼み 専従：本人＋妻 58 歳，かつて国東町の竹材店勤務（年金あり）イ チゴ 15 a＋メロン 10 a＋水稻 130 a：550＋200＋100 万円，所得 300 万円
④ 30歳 浦手	みかん 550 a 高品質ブランドをめざす	樹園地 550 a（自 500＜うち 220 購入＞，借 50），さらに 50 a 購入 で 600 a 規模へ。SS，バックホー，運搬車，ノリ面植栽で省力 化，剪定・施肥・葉面散布で高品質化，粗収入 600 万円（育成段 階），将来的には <u>妻の労働を期待</u> （現・勤め，臨時雇に依存）
⑤ 45歳 赤根	原木 しいたけ 15 万駒 施設栽培への移行を検討	田 30 a，畑 10 a，林地 35 ha（うちくぬぎ 16 ha＝しいたけ原木） 専従：本人＋妻 41 歳・アカネの里でもパート 販売 800～1000 万円（所得率 70%） しいたけは最大時 25 万駒・人手不足で減，現親戚みかんと交換労働
⑥ 46歳 浦手	H 6 新規参入 前生協役員	樹園地 60 a 購入，借・田 130，畑 50（うちハウス 10＝イチゴ）， 樹園地 140，米・みかんを直販＋イチゴは J A 共販，粗収入 800 万円で所得 300 万円，専従：本人＋妻 47 歳，浦手地区では他の 1 戸とともに土地利用型営農の担い手，グループを作って有機販売 センターをしたい
⑦ 40歳 櫛来	H 3 新規参入 前サラリーマン・コン ピューター専門学校卒	畑（元竹藪）110 a を購入，借・田 8，畑 30（養鶏場，移転に伴 い返還へ），粗収益 302（うち鶏卵 267）で所得 104 万円，卵は自 然卵 @ 35 円で直販：配達ないし宅急便（関東近畿など），専 従：本人のみ（妻 43 歳：勤め，農業 50 日程度，「手伝ってもらえ ると有り難い」）
⑧ 48歳 櫛海	H 8 新規参入 前印刷会社 実家は園芸種苗店	借のみ・田 40（7 a は無農薬）畑 34 a＝五十数種の無農薬有機野 菜・一部宅配，農産物販売 H 9 には赤字にならない程度 本人・妻（45 歳）とも内職パソコン原稿・割付で 20 万円/月程度 就農 5 年を目途に農業収入（＝ホームページ宅配で）が半分をめ ざす

るところとなっている。大半は山に戻る方向となっており、樹園地に関しては、水田以上に農地資源としての保全・管理が困難な状況となっている。

また、たばこ作は、かつて農業専門的農家を支えた基幹部門であったが、たばこ減反政策の進展とともに耕作者が減少している。園芸作農家の中には、たばこ作からの転換もかなりの程度含まれている。

(2) 個別農家の存在状況

上でみた認定農業者の経営を中心に、さらに個別農業経営の存在状況について接近してみよう。個別農家の実態調査は8戸を対象に行ったが、うち6戸までが認定農業者の経営（1戸は新規参入農家）であり、2戸が非認定農家（いずれも新規参入農家）である。これらの農家についても経営部門別にその展開をみてみよう。以下、第3-2表を参照されたい。

1) 壮年層夫婦専従経営としての施設園芸作

②番および③番農家に典型的に示されているように、施設園芸作はその労働集約的な性格とあいまって夫婦専従でなければ困難な営農形態となっている。かかる営農の成立には、女性労働力の位置づけが重要なのであるが、②番農家のように当地では施設園芸作としては規模の大きな経営の場合でも、40歳代の夫婦専業農家で所得が600万円程度となっている。夫婦専業農家としての所得水準は必ずしも高くはないのである。むしろ③番農家のように、定年近くまでは農外就業を行い、一方で年金稼得がある農家の方が、農業所得は少なくとも、世帯収入としては安定する側面があるともいえる。

以上のような性格を帯びた施設園芸作であるため、農業者の就業は40歳以上層が中心となっており、若年層の担い手の確保が十分となっていない。

繰り返しになるが、当町では本格的な施設園芸作はなお未展開な状況となっており、このため農業所得の形成力はさほど強くはなく、これが後継者不足へと連鎖しているのである。むしろ、意欲のある後継者層の就農の可能性は否定できないが、ここでネックとなるのは、農業後継者もその妻が就農しなければ、永続的な営農が困難となる点である。若い女性層の就農への手だてが講じられなければ、広範に展開している施設園芸作の今後の展開も危惧されるところとなっている。

また、③番農家の場合、経営主は60歳ではあるが、周辺地域では数少ない農業専従者であるため、水田の借地耕作を頼まれて行っている。今後増えることが見込まれる耕作依頼（借地）を増やすことを少なからず負担と感じており、将来的には公社に肩代わりして欲しいとの意向を示している。

施設園芸作農家が比較的多く存在している当町にあつて、これら農家に農地の受け手として多くを期待できない状況を、この事例は示していよう。この点とかかわって、前掲第3-1表に示されているように、施設園芸作を主とし、稲作を従とする農家に60歳以上の比較的高齢な担い手が集中していることに留意しておく必要がある。イチゴ（主）の後作にメロン（従）といった施設園芸作に特化した経営の場合は、40歳代を中心としたものが多い。

なお、⑥番の認定農業者でもある新規参入農家の場合も、無農薬みかん作を中心とした営農を目指し、一方では耕作放棄された水田での借地経営も行っているが、さしあたりの収入源として施設園芸作に多くを依存している。

2) 干拓地に展開する大規模稲作

当町で唯一水稻作10ha規模に到達している①番農家の状況は以下のようである。この農家の大規模営農は、干拓地という当地では特殊な条件を基礎にしている。この竹田津干

拓は昭和 41 年に完了し、37 ha が 23 戸に配分されている。その後、この干拓地でも耕作する農家が減少し、現在ではこの①番農家ともう 1 戸（干拓地を含めた経営規模が 6 ha、前掲第 3-1 表に示した水稻で 2 番目に大きな認定農業者）に大半が担われるまでに至っている。

干拓地という、機械化営農には適合的な条件が、例外的にかかる大規模営農を成立させている。また湿田という圃場条件が、園芸作の展開を阻んでいることも、借地による大規模営農を展開させているもう一つの背景となっている。大規模稲単作であるため、近年における米価の低下が経営に少なからず収入減少を招いている。

以上のように、干拓地という特殊性が、大規模稲作を展開させており、このことは当地において干拓地以外でも土地基盤整備が行われれば大規模営農の展開が不可能ではないことを示している。しかし、そうした可能性が極めて小さいことが、稲作を中心とする土地利用型営農の展開を阻んでいることを改めて、確認しておく必要があろう。

3) 露地みかん作の新たな展開をめぐる

農地資源として、水田以上に保全、管理が困難な状況となっているのが樹園地の問題である。この点にかかわって、端緒的ではあるが露地みかん作経営をめぐるは次のような動きがある。

まずみかん作の 6 ha 経営を目指している④番農家であるが、耕作放棄された園地等を買入れ、自ら簡易な園地整備を行いながら、品質の高い（高糖度）みかん生産を実施している。国見町のみかん園は、雨量が少なく、さほど急峻ではない園地条件の下にあるが、このことは、高糖度生産と、防除等の機械化による省力生産の追求が比較的容易なことを意味している。④番農家は、こうした園地条件を活かして、高品質かつ省力大規模生産をめざしている。既に独自のブランドを確立し

地元卸売市場へ販路を確保しており、大都市圏への販路開拓にも意欲的な経営である。

また、新規参入農家である⑥番農家も、耕作放棄された園地を買入れて、みかん作を開始しているが、この場合は、無農薬栽培を実践している。首都圏で生協活動に携わった経験を活かし、都市住民への宅配による販売を行っている。先に紹介したように、⑥番農家は、稲作や施設園芸作も行っているために、みかん生産に専念できないという悩みを抱えているが、将来的には、町外の農家とも連携して、みかんを中心に無農薬青果物の生産・販売を組織化したいとの意向を持っている。組織化のためには、その核となる流通センターをつくりたいとしており、その場合には流通面の業務に特化することも考えているようである。

いずれにしても、ごく僅かな農家の取り組みには過ぎないが、こうした経営の展開が、他の農家をも巻き込んで行われるとすれば、みかん作の振興をつうじた園地保全に新たな展望を見出すことができることになる。今後の展開が注目されるところである。

(3) 小 括

これまで、国見町における個別農家の営農形態をみてきた。中山間地域としては比較的恵まれた条件を活かして、施設園芸作を中心に壮年以上層の専門的経営が少なからず展開している状況が確認された。これに対していわゆる土地利用型営農とされる水稻作や柑橘作の展開は、ごく少数の営農が実践されているにとどまっている。

このため、農地資源管理という側面では、個別農家の営農に依存するだけでは、自ずと限界があることが指摘される状況となっている。農地資源の管理をめざすに当たって、個別農家以外の諸組織の対応が極めて重要であることが、改めて確認されよう。

ところで、当町において小規模な農地の貸

借が多いという背景の一つには、施設園芸作を目指す農家が、圃場区画や排水等で条件の良い圃場を確保するための借地が少なからずあるという実態があると見られる。園芸作を基幹部門とする専門的農家の形成ともかかわって、今後、農地利用の調整をどう図っていくかという問題の重要性も指摘されよう。

(香月敏孝)

注(1) 国見町の気候は瀬戸内海型気候に属し、年平均気温 16.2℃、年降水量 1,650 mmと比較的温暖で降雨量が少なく、耕地は標高 0～250 mに広がっている。

(2) パステルアスターは、大分県が野生のヤマジノギクを育種し開発した新規花き。県下でも国見町を中心とする国東半島部で普及が進められている。詳しくは「大分県くにさき地域のパステルアスター生産」

(『農耕と園芸』第52巻第12号、誠文堂新光社、平成9年12月)を参照。

4. 農業集落による農地資源の管理

生産条件が不利な中山間地域における農地資源(特に水田)は、個々の農家が主体となりつつも、農業集落の少なからぬ関与によってこれまで維持・管理されてきた。しかし近年、リタイアする高齢農家の急増、受け手となる担い手農家の減少等によって、既存の仕組みのままで、集落内で農地管理を完結することが困難な状況となりつつある。集落レベルでの農地管理システムの再構築が求められているのである。

本章では、国見町における農地資源管理の実態を、事例調査結果に基づき農業集落レベルから検討する。この中では、水田管理に直接的に関与している農用地利用組合に視点をあて、その組織運営の現状を踏まえた上で、今後の展開方向を考察する。

なお、国見町においては、水田よりむしろ

樹園地(みかん園)の荒廃が深刻な問題となっている。しかし、これら樹園地や畑地はすべて個別管理となっており、集落等による組織的な対応はなされていない。したがって以下では、農地資源のうち集落等が管理に関与している水田を対象を限定し検討する。

(1) 集落構造と土地利用の現状

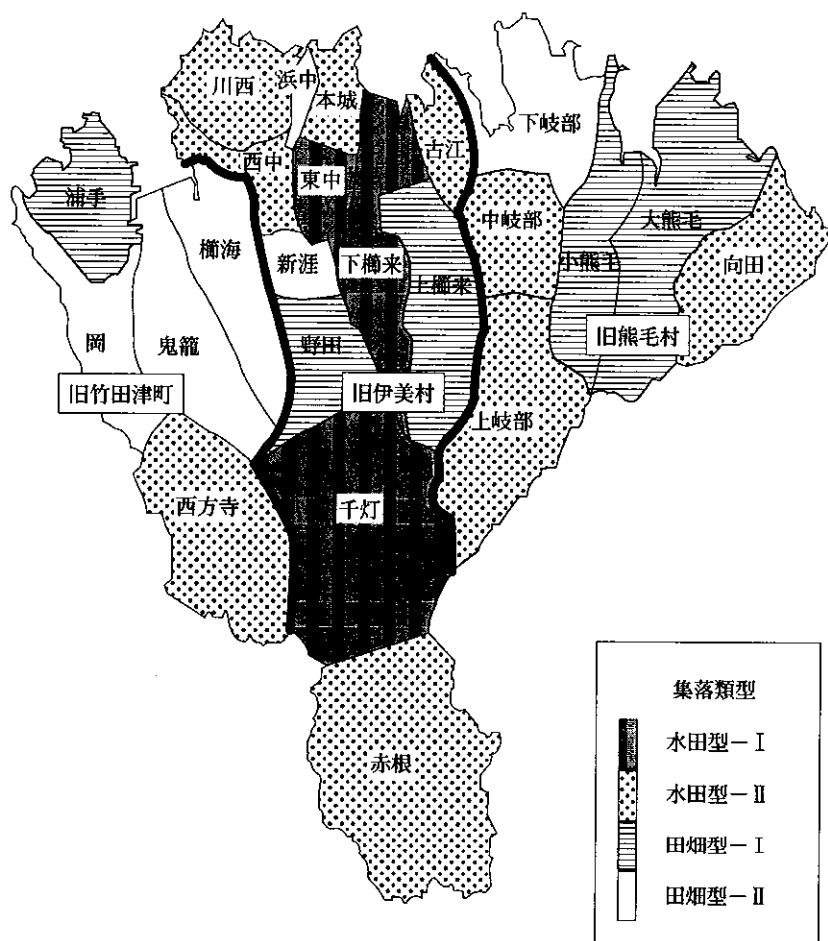
1) 農地管理という視点からの集落類型化

国見町には30の農業集落があるが、各集落の地目構成をみると極めて多様である。水稻を基幹作物としつつも、畑作(野菜、たばこ等)や果樹(みかん等)にかなりのウエイトを置いている集落も少なくない。そこでまず始めに、農業集落の類型化を行い、農地資源管理の現状等を概観する。

第4-1図は、農業集落を4タイプに類型化し、地域分布をみたものである。類型化は、まず集落の水田率により70%以上の集落(水田型)とそれ以外の集落(田畑型)に二分し、その上で、集落内の農地資源管理を担う農用地利用組合の有無によってⅠタイプ(組合あり)とⅡタイプ(組合なし)に細分した。その結果、「水田型Ⅰ」が3集落、「水田型Ⅱ」が9集落、「田畑型Ⅰ」が5集落、「田畑型Ⅱ」が6集落となった。

地域分布をみると、水田型の集落は、旧伊美村に多く(12集落のうち8集落が水田型)、農用地利用組合のある「水田型Ⅰ」の3集落はすべて当該旧村に存在する。この他、「水田型Ⅱ」の集落が、旧熊毛村および旧竹田津町の山側に散在している。

他方、田畑型の集落は、みかん園の多い旧熊毛村および旧竹田津町の海岸部と旧伊美村の中央部に存在している。旧伊美村および旧熊毛村ではともに半分の集落が「田畑型Ⅰ」であるが、旧竹田津町においては4集落のうち同タイプの集落は浦手集落のみであり、組織化が遅れている。



区 分	Iタイプ (農用地利用組合がある)	IIタイプ (農用地利用組合がない)
水 田 型 (水 田 率 70%以上)	下櫛来(50)★ 千灯(30)☆ 東中(19)☆★ <水田型-I> 3集落 (99戸)	向田(52) 川西(34) 上岐部(32) 中岐部(39) 西中(31) 本城(18) 西方寺(38) 古江(20) 赤根(32) <水田型-II> 9集落 (296戸)
田 畑 型 (水 田 率 30~70%)	浦手(27) 野田(48) 小熊毛(75)☆ 上櫛来(38) 大熊毛(79)★ <田畑型-I> 5集落 (267戸)	岡(60) 浜中(19) 下岐部(48) 新涯(25) 鬼籠(42)☆ 楠海(56) <田畑型-II> 6集落 (250戸)

注(1) ☆は集落調査, ★は農用地利用組合調査の対象集落である。

(2) () 内の数値は集落内の農家数である。

第 4-1 図 国見町における農業集落のタイプと地域分布

2) 集落タイプ別にみた担い手と土地利用の状況

次に、これら集落タイプによって、集落構造や生産構造、あるいは土地利用状況に差異があるかどうかを、第4-1表により比較・検討した。

同表により、まず水田型の集落をみると、集落の構成は総世帯数が70戸、うち農家数が30戸程度となっており、ⅠタイプとⅡタイプでの差はみられない。しかし、10年間の動向には違いがみられ、総世帯数の減少率、農家数の減少率ともにⅡタイプの方が高くなっている。

また、農家人口や農業労働力をみると、ⅠタイプはⅡタイプに比べ、農家人口の高齢化率で2ポイント高く、60歳未満農業就業人口率では5ポイントも低い。農業就業人口密度においては両タイプで顕著な差がみられないことから、農家人口や農業労働力の高齢化は、ⅡタイプよりはむしろⅠタイプの方でより進行している様子が窺える。

このようにⅠタイプの集落では、人口等の減少は小さいものの、農業労働力の面では高齢化が進行しており、Ⅱタイプに比べ担い手

農家層が薄い状況にある。しかし、土地利用の状況をみると、資源管理が深刻な状況にあるのはⅡタイプの方であり、経営耕地面積の減少率、田面積の減少率ともにⅠタイプの約3倍の水準となっている。とりわけ、耕作放棄地率には大きな差があり、Ⅰタイプ7.5%に対し、Ⅱタイプでは19.8%と著しく高い。

一方、田畑型の集落をみると、総世帯数、農家数、更には1集落当たりの経営耕地面積でも水田型集落を大きく上回っており、集落の規模が比較的大きい。同集落をタイプ別に比較すると、総世帯数の減少率はⅠタイプで、農家数および農家人口の減少率はⅡタイプで高い。また、農家人口の高齢化はⅠタイプで進んでおり、高齢化率は33.8%と四つの類型の中で最も高い。しかし、同タイプの集落では、農業就業人口密度および65歳未満農業就業人口率が高く、基幹農業労働力が比較的確保されているのが特徴である。なお、土地の利用状況についてみると、経営耕地面積減少率、水田面積減少率ともにⅡタイプがやや高くなっているが、水田型集落のような顕著な格差はみられず、耕作放棄地率では逆にⅠタイプの方が高くなっている⁽¹⁾。

第4-1表 集落タイプ別にみた担い手および土地利用状況

区	分	水田型－Ⅰ	水田型－Ⅱ	田畑型－Ⅰ	田畑型－Ⅱ
総世帯数・農家数	総世帯数 90年(戸)	70.3	71.2	121.6	118.5
	農家数 95年(戸)	33.0	32.9	53.4	41.7
	総世帯数減少率 90/80年(%)	1.6	5.2	5.4	1.8
	農家数減少率 95/85年(%)	14.4	20.6	16.5	21.4
農家人口・農業労働力	農家人口減少率 95/85年(%)	17.2	22.1	19.5	22.8
	農家人口高齢化率 95年(%)	32.5	30.8	33.8	29.8
	農業就業人口密度 95年(人/戸)	1.29	1.25	1.48	1.39
	65歳未満農業就業人口率 95年(%)	40.8	45.4	45.7	44.8
土 地	1集落当たり経営耕地面積 95年(ha)	25.2	19.3	34.8	28.4
	水田率 95年(%)	81.3	78.9	55.8	57.9
	経営耕地面積減少率 95年(%)	7.9	20.0	21.3	24.5
	田面積減少率 95/85年(%)	2.3	6.9	10.4	16.5
	耕作放棄面積率 95年(%)	7.5	19.8	18.1	16.7

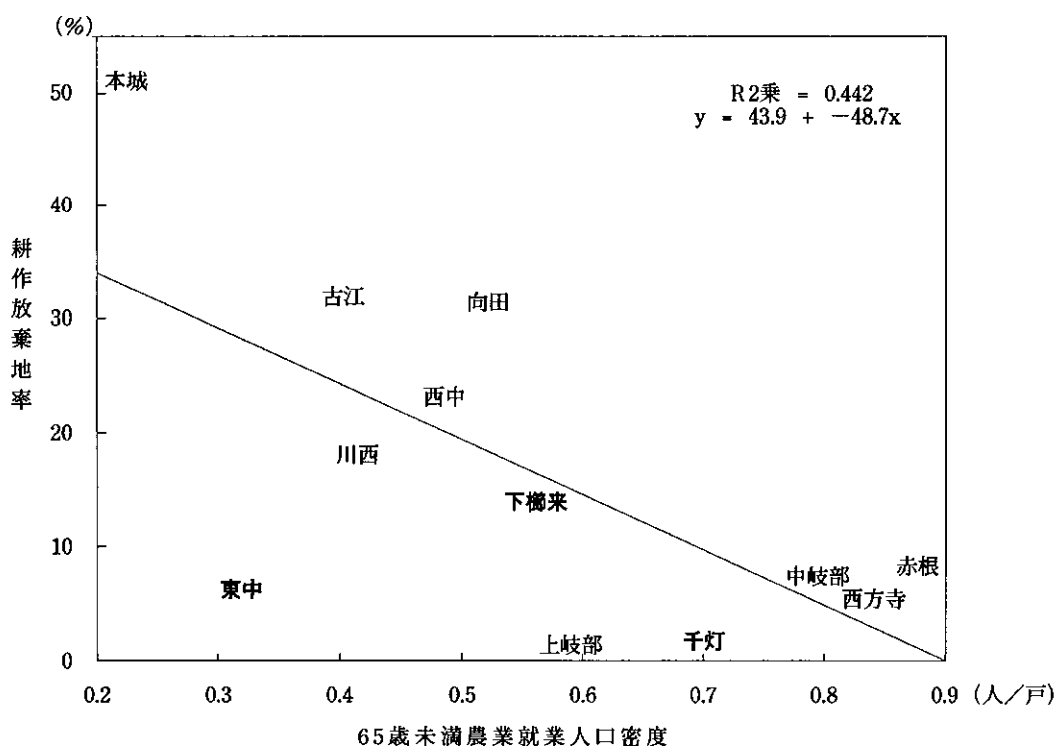
注. 農業集落カードの集落別データを、集落類型別に組み替え集計したものである。

このように、土地利用状況における集落間格差は田畑型集落よりは水田型集落において顕著にみられることから、水田型の12集落のみを対象に、若年基幹労働力の賦存状況と耕作放棄地の発生状況との関連を集落別にみた(第4-2図)。

同図からは、総じて若年の基幹労働力が確保されている集落ほど、耕作放棄地の発生が少ない傾向が窺われるが、その中でも他の集落とは異なった傾向を示す東中集落が注目される。同集落は、65歳未満農業就業人口密度が0.31人/戸と極めて小さいにもかかわらず、耕作放棄地率が10%にも満たないのである。同じタイプの千灯集落においても、担い手密

度に比して耕作放棄地の発生が極めて少ないことが確認されるが、これには、後述する農用地利用組合の存在が大きな影響を及ぼしている。

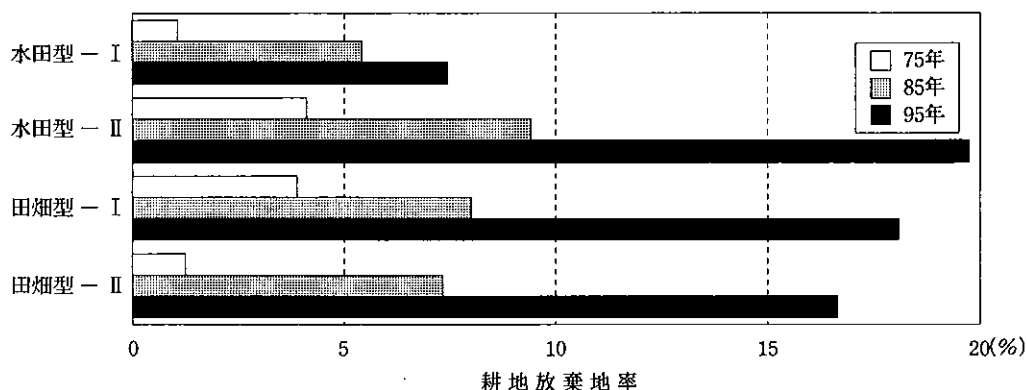
なお、第4-3図により、四つの集落タイプ別に耕作放棄地率の推移をみると、「水田型-I」の集落で85年から95年にかけての増加度合いが極めて小さく、同じ水田型のIIタイプと比べても全く異なる動きを示している。水田型集落における農用地利用組合はいずれも90年代初頭に設立されていることから、近年における水田の荒廃防止に大きな成果を挙げていると推察できるのである。



第4-2図 水田型集落における担い手の賦存状況と農地荒廃との関係

注(1) 水田率が70%以上の12集落を対象とした。なお、太字は調査集落である。

(2) 65歳未満農業就業人口密度とは、農家1戸あたりの同就業人口数である。



第4-3図 集落タイプ別にみた耕作放棄地率の推移

注. 第4-1表に同じ

(2) 農業集落での農地資源管理の現状

1) 調査農業集落の概況

集落タイプによって農地の管理状況が大きく異なっていることが確認された。そこで、地域資源管理状況を中心とする集落の実態を、ヒアリングを行った4集落（東中、千灯、鬼籠、小熊毛）を事例に第4-2表により具体的にみてみよう。なお、四つの集落を、前述の集落タイプ別に区分すると、東中集落および千灯集落が「水田型－Ⅰ」、小熊毛集落が「田畑型－Ⅰ」、鬼籠集落が「田畑型－Ⅱ」となる。

まず、総世帯数をみると、東中集落および千灯集落で50戸程度と少なく、鬼籠集落および小熊毛集落で120戸前後と多い。農家率は千灯集落および小熊毛集落で高く、ともに5割を超えている。10年間の離村および離農状況をみると、いずれの集落においても10戸前後の農家がこの間にリタイアしているが、離村農家は東中集落に1戸存在するのみで、他の集落にはみられない。離農した農家の多くは後継者のいない高齢農家であるが、どの集落でも土地持ち非農家となって集落内にとどまっているとみられる。このことは、例えば東中集落での農地所有者の約4割に当たる

12戸が土地持ち非農家となっていることから窺われる。

また、集落の活動状況についてみると、集落全体での寄り合いは、構成世帯数が多いことから、年1～4回程度と決して多くはないが、集落内の組単位（十数世帯程度を単位）や農業関係者のみでの会合が別途頻繁に開催されている。また、各集落とも道路や水路の清掃は全戸出役による共同作業（欠席者からは賦課金を徴収する集落もある）で行われており、総じて、集落活動は活発であるといえる。

次に、農地の転用・荒廃状況をみると、圃場整備された水田については各集落とも概ね管理がなされているが、条件の悪い圃場（例えば、鬼籠集落における山つきの水田等）では一部荒廃がみられる。水田以外では、鬼籠および小熊毛集落においてみかん園の荒廃が著しい。また、町の中心部に位置する東中集落では、畑地の一部が宅地へと転用されている事例もみられる。

更に、営農の継続が困難となった農家の水田管理状況をみると、集落によりかなり異なっている。各集落とも現状では個別農家に

第4-2表 調査農業集落の概況（地域資源の管理状況を中心に）

集落名(集落類型)	東 中 (水田型-I)	千 灯 (水田型-I)	小熊毛 (田畑型-I)	鬼 籠 (田畑型-II)
総世帯数 農家数	53世帯(農地所有:31世帯) 19戸	56世帯(農地所有:43世帯) 30戸	128世帯 75戸	117世帯 42戸
10年間の離村農家	1戸(世帯主死亡により農地売却して離村)	なし	なし(逆に、定年帰農世帯あり)	なし
10年間の離農世帯	6~7戸 (高齢化、兼業による)	14戸 (後継者のいない高齢農家)	15戸程度	10数戸 (後継者のいない高齢農家)
農地の転用・荒廃状況	水田は管理、畑の一部が宅地に転用、荒廃	水田はほぼ管理 (1haを植林し山林に地目転換)	みかん園の荒廃が顕著	山つきの水田2haが荒廃 樹園地10ha(約半分)が荒廃
農用地利用組合の有無	あり(30戸参加)	あり(32戸参加)	あり(65戸参加)	なし
転作への対応	利用組合による集団転作(輪作、互助制度あり)	個人ババ転作(互助制度あり)	個人ババ転作(互助制度あり)	個人ババ転作(互助制度あり)
圃場整備の状況	ごく一部を除き全て整備済み	15年位前、一部(3ha)のみ整備	?	田の約4割(約8ha)が整備済
集落の会合	年4回(全員参加)	年2回(全員参加) (欠席者から賦課金)	毎月1回(組単位)	総会年1回(全員参加) 農業関係者のみで年3回
共同作業の種類	道普請、水路の草刈り (欠席者からは賦課金)	水路の草刈り、森林作業 (欠席者から賦課金)	水路の草刈り(全員参加)	道普請、水路の草刈り、森林作業(全て全員参加)
個別管理不能となった農地の管理 (現状および将来)	現状:個別(入作者含む)と農用地利用組合で対応 将来:利用組合で全て対応	現状:個別+公社(3戸分)で対応 将来:公社委託が増加する	現状:個別(主)+公社(従)で対応 将来:同じ	現状:個別対応(入作者含む) 将来:個別+公社で対応
水の管理	水利組合(井せきの管理)および農用地利用組合	水利組合で対応	区がため池を管理	井せき(4カ所)ごとに管理
共有林の管理	財産区有林(13ha,株主40戸) 他集落の個人有地を分収契約	財産区有林(176ha)は集落で共同作業(年1回,全戸参加)	ため池を作るために売却	70haを山目役によって管理 (3班で当番制,1戸で年3日)

による対応を主体としているが、個別対応が困難な農地や農作業については、農用地利用組合で対応（東中集落）、農業公社で対応（千灯集落、小熊毛集落）等の違いがみられる。また、将来的には、農用地利用組合で全てを対応する方針をとっている東中集落を除き、千灯、小熊毛、鬼籠の各集落では公社管理の農地が増加すると予測されている。とりわけ稲作部門の担い手農家が少ない鬼籠集落および小熊毛集落では、集落外からの入り作者を含めても、個別農家のみでは対応できなくなるとの危機意識が強い。

なお、農地以外の地域資源の管理状況をみると、水管理はもともと水の便が悪いこともあり、水利組合（井せきを単位に設立）によってきちんとした管理がなされている。また、山林の管理は、私有林の場合、基本的には所有者による個人的な対応（森林組合に作業を委託しているところもある）であるが、共有林を有する東中集落、千灯集落、鬼籠集落では、現在でも共同作業による森林管理が行われている点が特筆される。

2) 東中集落における水田管理の現状

では、集落内部における水田管理構造はどうなっているのだろうか。東中集落を事例として、土地持ち非農家を含む全ての水田所有者の管理状況をみた。

第4-3表は、同集落の水田を所有する31世帯別に水田管理状況をみたものであるが、農地の貸借や作業委託を行っている世帯が極めて多く、複雑な管理構造となっている。まず、水田を貸し付けている世帯をみると、所有する水田全てを貸し付けている世帯が11戸（No.21～31）、一部を貸し付けている世帯が10戸（No.7, 12～20）あり、水田所有世帯の約7割が水田管理の一部若しくは全部を他者に依存している。これら世帯の家族構成をみると、約半数が高齢の単身又は夫婦のみの世帯であり、そのほとんどにおいて他出した子の帰農見込みがない。

また特徴的なのは、5ha強ある貸付面積のうち約3分の1が集落外の農家に貸し付けられていることである。当該集落では、公社委託分⁽²⁾を含めると集落内の総水田面積の2割弱もが集落外管理となっているのである。

一方、所有水田の全てを自ら耕作している農家は10戸（No.1～6, 8～11）存在するが、これら農家のうちNo.8～11の農家は、作業の一部を農用地利用組合に委託しており、個別完結型の経営を行っている農家は、No.1～5の僅か5戸のみである。このうちNo.1とNo.2の2戸の農家が当該集落の実質的な担い手農家であり、集落内に貸し付けられた水田の多くが両農家に集積されている。

このように、東中集落における農地管理は、個別完結型の農家が極めて少ないこともあり、集落内の担い手農家、農用地利用組合、入り作農家の3者が錯綜し、複雑な形態をとっているのが現状である。当該集落で入り作面積が多い理由としては、圃場条件が同町の中でも比較的良い（基盤整備がなされており反収も高く、かつ質の良いコメがとれる）にもかかわらず、高齢化等を理由に農地の出し手が急増している（今後とも増加する傾向にある）ことが挙げられる。

しかし、集落の中には「このままでは圃場分散が一層進み、集落内での担い手育成や転作対応にも支障をきたす」との危機感が、従来から強く存在していた。そこで、同集落では現在、農用地利用組合を核とした集落完結型の農地管理の仕組みを、集落での合意のもとに進めつつある。その根幹をなすのが他集落の農家の入り作地解消である。集落外の農家に借地に出されている農地はすべて今年一杯で利用権の設定期間が終了することから、これを機にこれら農地を集落内に戻すことで合意形成が図られている。

第 4-3 表 東中集落における水田所有者の農地管理状況

No.	組合加入	世帯主年齢および家族構成	所有面積	経営面積	借入面積	貸付面積(貸付先)	作業委託	農業のあとつぎ見込み等
1	◎	44 世帯主夫婦+父母+子	28a	325a	297a			世帯主退職後に就農可能性あり
2	◎	37 世帯主夫婦+父母+子	50	150	100			子他出, あとつぎ見込みなし
3	◎	74 世帯主夫婦のみ	60	100	40			
4	◎	41 世帯主+子(女)	40	40				
5	×	74 単身(女)	35	35				子他出, あとつぎ?
6	◎	68 世帯主夫婦+母	30	55	25		●	子他出, あとつぎ?
7	◎	79 世帯主夫婦+子の妻+子の子	48	45	23	26a(公社)	●	子死亡, あとつぎ?
8	◎	48 世帯主夫婦+父母+子	45	45			●	
9	◎	60 世帯主夫婦のみ	45	45			●	子他出, あとつぎ?
10	◎	80 世帯主夫婦のみ	42	42			●	?
11	◎	62 世帯主夫婦+母+子	24	24			●	?
12	◎	62 単身(女)	47	24	23(公社)		●	子他出, あとつぎ見込みなし
13	◎	53 世帯主夫婦+父母+子	58	20	38(内)		●	
14	◎	61 世帯主夫婦+父母	31	20	11(内)		●	?
15	◎	64 世帯主夫婦+子(女)	65	20	20(内), 25(公社)		●	子他出, あとつぎ見込みなし
16	◎	70 世帯主夫婦のみ	35	17	18(内)			子なし
17	○	66 世帯主夫婦+母	?	7	?(外)			子他出, あとつぎ見込みなし
18	○	70 世帯主夫婦+子(女)	30	5	25(外)			子他出, あとつぎ見込みなし
19	○	58 単身(女)	33	3	30(外)			夫が退職後就農の予定
20	○	65 世帯主夫婦のみ	37	2	35(内)			子他出, あとつぎ?
21	○	71 世帯主夫婦のみ	54	0	14(内), 40(外)			子他出, あとつぎ?
22	○	80 単身(女)	33	0	33(外)			子他出, あとつぎ?
23	○	53 世帯主夫婦+母+子	15	0	15(内)			
24	○	73 単身(男)	45	0	30(内), 15(外)			子他出, あとつぎ見込みなし
25	○	58 世帯主夫婦+子	46	0	46(内)			世帯主退職後に就農可能性あり
26	○	80 世帯主夫婦のみ	?	0	?(外)			子他出, あとつぎ見込みなし
27	○	79 単身(女)	20	0	20(外)			子他出, あとつぎ見込みなし
28	○	44 世帯主夫婦+母+子	27	0	27(内)			
29	○	64 単身(女)	?	0	?(外)			子他出, あとつぎ見込みなし
30	○	63 世帯主夫婦+子(男)	35	0	35(外)			子は常勤で就農しない
31	○	85 世帯主夫婦のみ	?	0	?(内)			子他出, あとつぎ見込みなし

注. 組合加入欄の記号は, ◎: 農用地利用組合に正組合員として加入, ○: 同準組合員として加入, ×: 未加入である. また, 貸付先欄の(内)は集落内の農家, (外)は集落外の農家, (公社)は農業公社を示す.

(3) 農用地利用組合の役割と取り組み

1) 農用地利用組合の実態

前述の東中集落にみるように、集落内の農地資源管理に農用地利用組合が果たす役割は大きい。国見町内には東中農用地利用組合を含め、九つの農用地利用組合が設立されている。このうち八つは集落単位に設立されており（前掲第4-1図のⅠタイプの集落）、残りの一つは竹田津干拓地⁽³⁾にある。今回の調査では、このうちタイプの異なる三つの農用地利用組合についてヒアリングの機会を得た。始めに第4-4表により、各組合の概況を順にみることにする。

まず、後に詳述する東中農用地利用組合であるが、設立年次は1992年と比較的新しい。この組合の特徴は、土地持ち非農家をも含めた組織化が図られている点や、組織の事業として転作のブロックローテーションおよび農作業の受託に取り組んでいることである。組合有の機械を所有して農作業の受託に取り組

む農用地利用組合は、この他に竹田津干拓農用地利用組合があるが、集落単位に組織されているのは当該組合のみであり、同町内でも先進的な農用地利用組合である。

次に、大熊毛農用地利用組合であるが、同組合は国見町内に最も多いタイプの転作調整を主な事業とする組織であり、圃場整備後の転作対応を目的として90年に設立されている。組合としての農作業受託はもとより、集落内に稲作の個別担い手が少ないこともあり、農地貸借の調整すら十分に対応できない状況にある。したがって、大熊毛集落では、個別対応できない出し手農家の農地は、個人レベルで農業公社へ直接依頼されており、条件の悪い圃場では耕作放棄も発生している。高齢化と兼業化の進行によって、農用地利用組合の中心となる農家が存在せず、集落内の水田管理は、「今後一層公社への依存が強まっていく」と代表者は回答している。

最後に、櫛来アグリサービス（下櫛来集

第4-4表 農用地利用組合の概況

名 称	東中農用地利用組合	櫛来アグリサービス	大熊毛農用地利用組合
設 立 年 次	1992 年	1990 年	1990 年
参 加 戸 数	30 戸(土地持ち非農家を含む)	43 戸（一部農家が不参加）	55 戸（ほぼ全農家参加）
設 立 の 経 緯	圃場整備後の転作対応	圃場整備後の転作対応	圃場整備後の転作対応 (多数の飯米農家への対応)
設立当初の事業	転作の団地化 (ブロックローテーション)	転作の団地化 農地の斡旋・調整	転作の調整
現 在 の 事 業	転作の団地化 農作業の受託	転作の調整 農地の斡旋・調整 (集落の担い手農家・公社へ)	転作の調整
機械所有の有無	組合有の機械あり 特定のオペレーター（1名）	組合有の機械なし (個人有機械でそれぞれ対応)	組合有の機械なし
農業経営が困難 となった農家への 対応	現在は、農用地利用組合と個別農家(他集落を含む)が対応 来年から全て集落内で対応	現在、将来とも、集落の担い手農家が対応	農業公社に委託、一部に耕作放棄がみられる
今 後 の 課 題	現状のままで十分	農用地利用組合の活性化 集落内の個別受託者の育成	農用地利用組合の活性化は困難、公社の活動強化が必要

落)であるが、組織形態は東中農用地利用組合と大熊毛農用地利用組合の中間的な位置にある。当該組合は、組合有の機械を所有せず、組織的な作業受託を行ってはいないが、農地の幹旋・調整を積極的に行っている。具体的には、営農の継続が困難となった農家の農地を、集落内の数戸の担い手農家⁽⁴⁾へ幹旋するとともに、借地料金の徴収等の業務を担い手農家に代わって行っている。出し手農家と受け手農家の間に入り、円滑な農地流動化を推進しているのである。なお、同組合が共同の機械を購入しなかったのは、4戸の担い手農家がそれぞれに所有していた機械を処分してまで、新たな機械を購入するメリットがなかったためである。国見町内には当該組合のようなタイプの農用地利用組合も幾つか存在するとのことだったが、このタイプの組合が東中農用地利用組合のような受託組織へと展開するかどうかは、現時点では不確定である。

2) 東中農用地利用組合の活動状況

概して国見町における農用地利用組合は、転作調整のための組織という色合いが強い。

その中で受託組織に展開した東中農用地利用組合は、同町の農用地利用組合の中でも傑出している。東中集落の担い手農家はごく僅かしか存在せず、前掲第4-2図でみたように若年の基幹労働力が極めて希薄である。にもかかわらず農地が維持・管理されているのは、この組合の存在が極めて大きい。そこで、東中農用地利用組合の運営体制、事業活動等を第4-5表によりもう少し詳しくみることにする。

同組合の特徴は既に述べたように、土地持ち非農家を組合の構成員に取り込んでできているところにある。東中集落の水田所有世帯31戸のうち1戸⁽⁵⁾を除く30戸が組合員となっており、全く農作業に従事しない11戸と水田の経営面積が極めて零細な4戸は、準組合員という位置づけになっている(年会費も正組合員の3分の1)。そして、これら準組合員の中からも役員(運営委員)として3名が選出され、農用地利用組合の運営に地主側の意見が反映されるようになっている。まさにこの仕組みが、入り作地の解消(集落内での農地管理の完結)に向けた合意形成を可能としたといってもよい。

第4-5表 東中農用地利用組合の運営・活動状況

組 織	組合員：30戸(うち、15戸が土地持ち非農家 ¹⁾) 役 員：組合長、副組合長、会計兼事務局長各1名、会計監査2名 運営委員5名(うち、3名は土地持ち非農家委員) 任期は2年、手当は3役10,000円/年、運営委員5,000円/年 会 議：総会は年1回(この他に耕作者全員での会議が年2~3回) 運営委員会(3役+運営委員)は年7~8回開催 会 費：正組合員(耕作者15名)3,000円/年 準組合員(土地持ち非農家)1,000円/年
所 有 機 械	田植機1台(4条植え施肥付き) コンバイン1台(4条刈り、35PS)
オペレーター	44歳の農業専従者1名(年7~8日間従事) 賃金は1,500円/1h(10a当たり賃金に変更する予定)
作 業 実 績 ・ 作 業 料 金	田植380a(うち、集落外50a)、稲刈り取り720a(うち、集落外270a) 麦刈り取り450a(うち、集落外200a) 作業料金は10a当たり、田植4,800円(集落外は6,000円)、稲刈り取り12,000円(同15,000円)、麦刈り取り8,000円(同10,000円) オペレーターの自己圃場(借地を含む)の作業については、利用料金を払って組合の機械を使用(10a当たり田植機3,000円、コンバイン8,000円)

注. ¹⁾ 農林統計の定義による土地持ち非農家は15戸であるが、このうち4戸は10a未満の耕作を行っている。

また、集落内にしっかりとしたオペレーターが確保できたことも大きい。当該利用組合のオペレーターは、前掲第4-3表のNo.1農家の世帯主（44歳、農業専従者）一人に対応しているが、農地や作業が集積されれば一人でこれからも十分に対応は可能であるとみている。

現在、農用地利用組合では田植機とコンバインを所有しており、農用地利用組合の事業として田植および水稻の刈り取り作業と、転作麦の刈り取り作業の受託を96年秋から行っている⁽⁶⁾。作業実績は、田植で3.8ha、稲刈りで7.2ha、麦の刈り取りで4.5haとなっており、近隣集落の圃場整備済み田からも作業の受託を行っている⁽⁷⁾。作業料金は組合員とそれ以外の者（他集落の委託者）とでは格差があり、組合員の料金は他集落の場合に比べ2割ほど安く設定されている。また、オペレーターの作業賃金は、現在1時間当たり1,500円に設定されているが、本人の希望もあり、面積当たり賃金への変更が検討されている。

なお、農用地利用組合は任意組織であるため、組合として直接農地を借り入れることはできない。したがって、利用権の設定はオペレーター農家が行い、借地した水田の農作業は組合の機械を利用して個人的に行っている。ただしその場合には、自己所有地の作業を含め機械の利用料金（田植機10a当たり3,000円、コンバイン同8,000円）を農用地利用組合に支払う形式をとっている。来年度から集落内に戻る予定の入り作地については、すべてこのオペレーター農家に利用権の設定がなされることとなる。

(4) 小 括

国見町における農地の流動化率（利用権設定農地面積率）は16.3%と高く、県内の市町村の中でもトップレベルにある。しかしその背景には、土地持ち非農家の占める割合が

極めて高い集落構造からも窺えるように、あつぎのいない高齢農家のリタイアによって、貸し付けに出される農地が急増している現実がある。

現在これら農地は、基本的には個別相対によって管理されているが、集落内で農地管理が完結しているところは極めて少ない。農用地利用組合が設立されている集落でさえ、集落の枠を超えて点在する担い手農家や農業公社によって、一部水田の管理がなされているのである。

しかし、これら農地管理の外部依存化（入り作地の増加）は、そもそも生産条件に恵まれない中山間地域の同町において必ずしも好ましいとはいえない。農地の効率的利用を図り、稲作の担い手を安定的に継続して確保していくためには、集落を単位とした農地管理が不可欠なのである。この点からすれば、東中集落における取り組みは、一つの展開方向を示す事例として注目される。農地の集積や大型機械の導入といった個別農家単独では負担の大きい部門を、農用地利用組合を効果的に機能させることによって解消し、集落内の担い手育成を通じて農地資源の管理が図られようとしているのである。

だが現段階では、町内全ての集落で東中集落のような取り組みを可能とする状況にはない。そもそも農用地利用組合が設立されている集落は3分の1にも満たず、農用地利用組合があったとしてもその機能が極めて弱体化しているところも少なくない。担い手となる農家が近隣集落にすらいらない集落における農地管理は、荒廃地を発生させないためにも当面農業公社が直接補完していかざるを得ないのである。

（橋詰 登）

注(1) 集落カードに掲載されている耕作放棄地率は田畑合計のものであるため、水田率が低い畑地型集落では、畑地や樹園地の耕作

放棄が同率に強い影響を及ぼしている。水田については、Iタイプの方が6ポイント面積減少率が低いことから、耕作放棄田の発生は農用地利用組合の存在するこれら集落の方が少ないと推察される。

- (2) 東中集落では3戸の農家(第4-3表のNo.7, No.12, No.15)が農業公社に水田を貸し付けているが、これら農家の水田は全て公社の小ネギ栽培用のハウス敷地として利用されている。
- (3) 竹田津干拓地には30ha強の農地があり、このうち農用地利用組合と2戸の大規模専業稲作農家によって、その過半が管理されている。なお、耕作者は居住するそれぞれの集落から通作しているため、当該干拓地は農業集落とは別に一つの独立した地域(転作の割り当て等)とされている。
- (4) 櫛来集落には、4名の大規模担い手農家(水稻作付規模は1.5～6ha、経営主年齢58～70歳)がおり、これら農家に農用地利用組合を介し農地が幹旋されている。
- (5) 農用地利用組合に参加していないこの農家は、高齢の単身世帯(第4-3表No.5の農家)であるが、圃場は基盤整備対象外の場所にあり、その面積も35aと小さい。
- (6) 機械は県単の補助事業(うまいおいた米生産振興総合対策事業、補助率1/3)と町の上乗せ補助により1996年秋に購入されている。
- (7) 同集落の水田は、隣接する西集落、新涯集落を包含する県営圃場整備事業によって整備されている。西、新涯の両集落には農用地利用組合がないことから、これら集落の農家から委託された作業についても東中農用地利用組合で受けている。

5. 国見町ふるさと振興公社による農地資源管理

前述の4までで確認されたように、国見町では若年者の流出および高齢化が進行し、将来的な農地管理が非常に厳しい状況となって

いる。現時点における農業の担い手の状況をみると、施設園芸作には担い手が比較的存在しているものの、稲作を中心とする土地利用型では担い手が不足しており、国見町全体の農地管理には多くの問題が残されている。

このような問題に対処するために、国見町では「国見町ふるさと振興公社」(農地保有合理化法人)が中心となって、農地貸借と農作業受委託を促進し、担い手農家の育成と補完を行おうという取り組みが行われている。

本章では、このような国見町ふるさと振興公社の活動実績の推移を追いつながら、個別農家、集落、農用地利用組合との関わりの中で公社の位置づけとその将来方向を探ることを目的とする。

ここでは特に、農地資源管理の主体として、公社がどのような役割を果たしているかという点を中心に以下の考察を進める。

(1) 設立過程

中山間地域を多く抱える大分県では、担い手不足に伴う農地の荒廃化を防ぐため、市町村農業公社設立の支援事業を行っており、公社を核とした農地管理システムの構築に力を入れている。国見町は、担い手の高齢化や農地の荒廃化に対処するため、上記の県事業⁽¹⁾を活用して社団法人「国見町ふるさと振興公社」を1994年12月に設立した⁽²⁾。

第5-1表には公社設立時の出捐金内訳を示している。94、95年度合計の内訳は国見町が4,000万円、くにさき農業協同組合が1,000万円、東国東郡森林組合が100万円、伊美郷土地改良区が50万円の総計5,150万円である。このように、公社設立時に多くの農業関連機関から出捐されているのが特徴的であり、公社が町全体の農業を調整・補完していくものとして期待されていることがわかる。公社に対する期待や位置づけは、国見町の『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』(1994年8月)にもうたわれており、

第5-1表 出捐金の内訳

(単位：千円)

	1994年	1995年	合計
国見町	20,000	20,000	40,000
くにさき農業協同組合	5,000	5,000	10,000
東国東郡森林組合	500	500	1,000
伊美郷土地改良区	500	-	500
計	26,000	25,500	51,500

そこでは、「国見町農業公社（仮称、平成6年度設立予定）と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。」（2ページ）とあり、まさしく町内の農家を補完するものとして位置づけられている。

一方、町内の農家は公社設立に際し、どのような考えをもっていたのであろうか。この点に関して、公社設立前に町内農家に対して行った意向調査（『国見町農業経営に関する意向調査』1993年12月実施、回収率75%）をみてみよう。第5-1図から第5-3図は上記の意向調査をとりまとめたものである。まず、現在の農家の耕作状況を見ると（第5-1図）、「自分で耕作している」と回答した者が58.1%、「一部貸付」および「全部貸付」が合わせて29.0%、「一部荒れている」および「全部荒れている」が計9.2%となっている。これより約6割の農家は自己の経営内で完結しているが、残りの約4割は貸付や耕作放棄など、自分で経営を維持することができず、経営外部の助力が必要であることがわかる。また、農作業の委託の状況を見ると（第5-2図）、農作業を委託（全部＋一部）している農家は約4割（36.2%）存在している。このような町内農家の耕作状況を反映して、公社設立時および将来も含めて、農地や農作業の委託を希望する農家が41.9%にも及んでいる（第5-3図）。

以上のように、公社は農業関連サイドや現

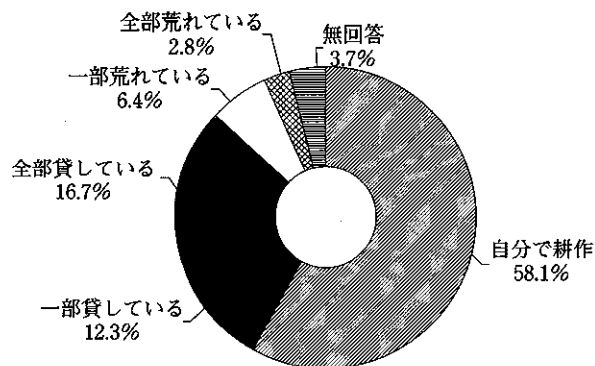
場の農家からの期待を受けて、95年4月から本格的な活動を開始し、調査時点（97年12月）で2年半の活動実績がある。

(2) 公社の組織体制

現在の公社の組織体制は第5-4図のとおりであり、公社の実務は事務局長（町役場産業課長兼務）以下、管理課および業務課の計8名で遂行されている。管理課は経理や人事などの管理業務を行い、業務課は農作業受託などの現場での仕事を担っている。機械作業のオペレーターは、職務上は業務課で対応することとなっているが（オペレーター専任は2名）、実際には田植や収穫などの繁忙期には、課長以下の男性職員ほぼ全員がオペレーターとして業務を遂行している。なお、職員には町から2名、農協から1名の出向者があり、職員の給与は町と農協の中間程度、給与の上げ幅は町に準じている。

公社はその他にも雇用労働力を導入しており、公社が経営する小ネギの調整作業に5名（全員女性）、小ネギ栽培に3名（男性1名、女性2名）、後述する「あかねの郷」のパートに9名（全員女性）を雇用している。

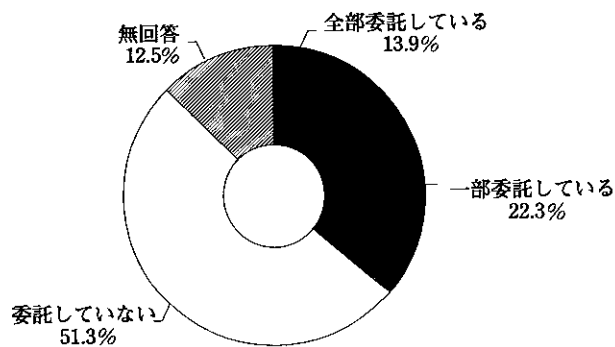
以上のような組織体制のもとで、公社の1年間の主たる作業経過とオペレーターの作業従事日数を示したものが第5-2表である。主たる作業は、年度明け4月の早期米田植に始まり、6月の小麦刈り取りではオペレーターの従事日数がピークに達する。その後、8月の早期米刈り取りと10月の普通期米刈り取りで再度従事日数が高まり、11月以降は農閑期に入る。1月には小ネギの収穫・調整・出荷、2・3月には視察、研修が多く行われ、その後3月の総会を迎えるという経過をたどっている。この年間業務のなかで、特に4月から10月までは作業が集中しており、前述したとおり、公社職員総出での業務対応となっている。



第 5-1 図 水田の耕作状況

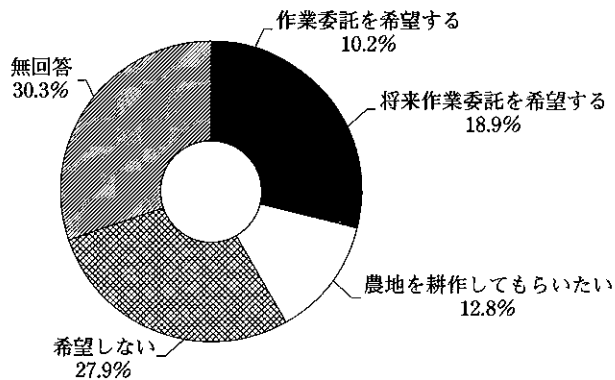
資料:『国見町農業経営に関する意向調査』(1993 年 12 月)。

注. 回答者は男性 818 人, 女性 104 人の計 922 人であり, 回収率は 75%であった。



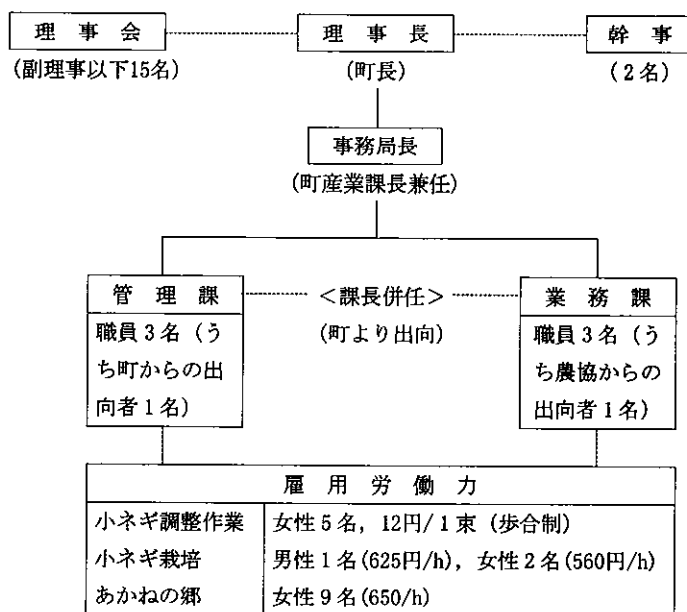
第 5-2 図 農作業の委託状況

資料: 第 5-1 図に同じ



第 5-3 図 農作業・農地の委託希望

資料: 第 5-1 図に同じ



第5-4図 国見町ふるさと振興公社の組織体制

第5-2表 公社の作業日程(96年度)

(単位:日)

時 期	主な作業名	オペ従事日数
4月15日	早期米田植	A12, B7
24日	普通期米稲苗播種	
5月17日	普通期田植	A5, B4
6月13日	小麦刈り取り	A18, B22
7月		A2, B3
8月1日	宅配便発送	A20, B15
19日	早期米刈り取り	
9月		A3, B3
10月4日	加工用大根播種	A24, B24
9日	普通期米刈り取り	
11月26日	麦播種	
12月16日	宅配便発送	
25日	高菜定植	
1月3日	小ネギ収穫・調整	
4日	小ネギ初出荷	
2月22日	モミ播種	
3月31日	総会	

注. オペ従事日数欄のA, Bは2人のオペレーター, 数字は日数を示す.

(3) 公社の業務内容

公社の業務については、上記(2)で大まかに触れたが、ここではその内容について詳しくみる。

公社が取り組む業務として掲げられているものは、①農地保有合理化事業、②農作業の受託、③水田裏作の有効利用、④森林作業の受託、⑤新規就農者の支援、⑥特産品の生産・販売、⑦中核的担い手農家の育成、⑧町が設置する地域振興関連施設の管理受託事業などである。このように、公社の活動領域は①、②を柱としながらも非常に多方面に渡っていることが特徴的である。

以下、上記の①～⑨の個々の事業のうち、公社による農地資源管理および林地管理との関係が深い①、②、③、④を中心にしてその概略をみておこう。

①農地保有合理化事業

農地保有合理化事業の実績は97年9月1日現在において、中核農家への斡旋農地が247.2a、公社保有農地（管理耕作を行っている農地）が334.2aであり、後者の内訳は水田276.6a、畑が57.6aとなっている。この管理耕作を行っている農地の利用形態は、水稻作付が177.9a、公社が経営する小ネギ作付（ハウス用地、後述）が87.2a、加工・宅配用の野菜作付が57.6aであり、残りの11.5aに関しては、作付は行わない水張り管理となっている。管理耕作面積は前年度と比較すると、畑面積の変化はないが、水田が61.6a増加しており、今後も水田を中心として増加することが見込まれている。

以上の斡旋農地と管理耕作を行っている農地の地域的分布を第5-5図でみてみよう。斡旋農地は平場の地帯に多く分布しており、なかでも優良地が多い伊美地区を中心として、担い手農家に斡旋されている。一方、管理耕作を行っている農地は公社営のハウス用地を除いて、伊美地区の山よりの地帯（千灯集落等）や熊毛地区など山ぎわの条件が悪い農地

が多く、しかも町内全域25カ所に小規模分散している。

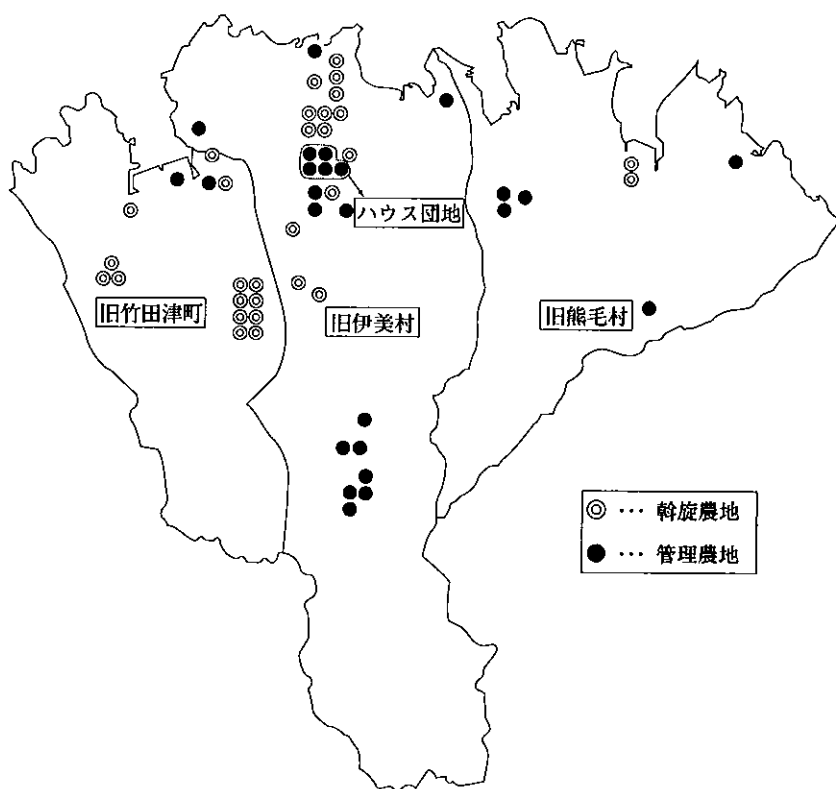
なお、管理耕作を行っている農地のうち、小ネギ栽培（ハウス）について、補足しておく。小ネギ栽培は公社管理圃場87.2aに約50a（17棟）のハウス団地を建設し、周年出荷体制をとっている。小ネギ栽培は公社の収益部門の柱として位置づけられており、96年の出荷数量は約13t（1ケース3kgで4,335ケース出荷）、売り上げ金額は公社事業の中で最も高い約880万円である。

また、小ネギ栽培は上記⑤の新規就農者の支援事業にも生かされている。その内容は就農者を技術研修として1年間小ネギ栽培に従事させ、その後農地斡旋を行い就農させるものである。ただし、新規就農者の受け入れはこの小ネギ栽培に関してだけであり、その他の作目についての就農者支援は行っていない。この新規就農者への支援として、国見町は町単独の新規就農者支援事業を行っており、就農者に月額20万円（就農後5年間で返還免除）の手当がなされている。

②農作業の受託

農作業受委託は稲作と麦作で行われており、それらに関して各作業ごとの面積をみたものが第5-3表である。96年度実績をみると、作業面積規模が大きいのは稲作の基幹作業にかかわるものであり、面積が大きい順に稲刈取・脱穀954.1a、籾運搬作業772.0a、田植563.2a、代かき393.6a、荒おこし238.9aとなっている。これらの作業は95年実績と比較して、面積では2ha強から4ha強の増加、増加率でみると、80～200%となっており、増加の度合いが著しい。その他の作業でも水稻防除、水田全面管理、土よせ作業を除いて増加傾向にあり、96年の合計では作業面積は3260.8a、増加分は1633.8a（増加率100.4%）とほぼ倍増している。

このように、作業面積は増加しているが、実際の作業効率という点では、138戸分で



第 5-5 図 農業公社の幹旋農地および管理農地

第 5-3 表 農作業受託事業の実績

	1996年度			95年度	増減	増減率
	戸数	筆数	面積①(a)	面積②(a)	①-②	①/②(%)
麦刈取・脱穀	3	14	88.9	32.9	56.0	170
麦運搬	2	13	83.0	—	83.0	—
秋田おこし	5	7	110.3	64.3	46.0	72
荒おこし	11	19	238.9	97.1	141.8	146
代かき	16	31	393.6	149.9	243.7	163
田 植	19	49	563.2	193.3	369.9	191
水稻防除	3	4	26.8	53.3	-26.5	-50
水田全面管理	—	—	—	148.3	-148.3	-100
畑地耕耘	1	1	10.0	—	10.0	—
稲刈取・脱穀	41	86	954.1	532.2	421.9	79
籾運搬作業	36	68	772.0	348.6	423.4	121
麦ワラロール	1	1	20.0	—	20.0	—
土寄せ作業	—	—	—	7.1	-7.1	-100

資料：国見町ふるさと振興公社資料より。

293 筆の圃場がほぼ町内全域（町内 23 集落中 15 集落）に分布しており、作業の効率性に問題を残している。

この受託作業の分布状況を町内の各地区ごとにみたものが第 5-4 表である。作業面積計では熊毛地区が最も多い 770.5 a（80 筆）であり、続いて竹田津地区 889.5 a（58 筆）、岐部地区 593.3 a（53 筆）、下伊美地区 415.2 a（49 筆）となっており、この 4 地区で町全体の作業面積の 95% を占めている。これら地区は町の周辺部の比較的条件が良くない農地を多く抱えている地区である。一方、町の中央部の優良地が多くある上伊美地区や櫛来地区の作業面積は少なく、農家が比較的自己完結的に農業を営んでいることがわかる。しかし、上伊美、櫛来の両地区においても、作業委託を希望する農家が増加しており、委託希望が町の周辺部から町の中央部へも波及しつつある。

なお、公社の水稲作業における受託作業の料金（10 a 当たり）は、水田代かき 7,000 円、荒起こし 5,000 円、請負田植え料（苗込み）19,000 円、田植料（苗別）6,000 円、刈り取り・脱穀 15,000 円となっている。この料金は町の標準作業料金と同一であり、町内の受託農家もこの料金に従っている⁽³⁾。

③水田裏作の有効利用

冬期間の農地の有効利用と公社職員の周年就労を図るため、公社は期間借地による水田裏作にも取り組んでいる。96 年では小麦を 189.4 a 栽培しており、97 年度はそれを 500 a に増やす方向である。この水田裏作は町内における土地利用率の低下を防ぐため、公社

が率先して実施し、町内農家へ啓蒙を図る効果もねらいにしている。

④森林作業の受託

近年では、町内における森林所有者の不在村化および担い手不足に伴い、森林組合への作業委託が増加している。しかし、森林組合の作業班の高齢化に伴い、十分管理が行き届かない状況が生まれている（詳しくは 6 を参照のこと）。このような森林作業における労働力不足に対応するため、森林組合は管理作業（間伐作業など）を公社に委託するようになった。公社としてみれば、職員の周年就労および収益の確保という点から作業を受託しており、96 年は 20 a、97 年は 3 ha の実績となっている。しかし、前述の農作業受託など農業部門の作業が増えるにつれ、森林作業受託は難しくなっているため、今後の森林作業への対応は現状か、もしくは減らす方向で考えられている。

⑤その他の事業

本項の冒頭でも触れたように、公社は上記①～④の事業以外にも、特産品の生産・販売、中核的担い手農家の育成、町が設置する地域振興関連施設の管理受託事業を行っている。

特産品の生産・販売は国見町の特産品（車えび・みかん・塩わかめ・ケベス漬など）を「ふるさと宅配便」として、年に 2 回（中元・歳暮）、会員（年間 20,000 円の会費）宛に届けている。現在の会員数は東京・大阪を中心に 172 名おり、会員から概ね好評を博している。

町が設置する地域振興関連施設とは、温泉

第 5-4 表 農作業受託の地域分布（1997 年）

	竹田津	上伊美	下伊美	櫛来	岐部	熊毛	面積計	筆数
荒おこし	234.3	10.9	28.0		57.1	120.0	450.3	41
代かき	174.4		92.2	18.0	50.0	109.6	444.2	39
田 植	150.6		103.4	18.0	148.2	257.1	677.3	59
稲刈取・脱穀	330.2	32.9	191.6	84.8	338.0	283.8	1261.3	116

資料：国見町ふるさと振興公社資料より。

を備えた宿泊施設「あかねの郷」である。「あかねの郷」は町営であるが、管理は公社が委託を受けており、6億9千万円をかけて95年に建設された⁽⁴⁾。96年の利用状況は宿泊者が2,768人、その他（温泉、レストラン、会議室）の利用者が24,928人の合計27,696人となっており、97年は年度途中（9月時点）ですでに96年実績の95.4%に達しており、町の観光施設として大きな役割を果たしている。なお、「あかねの郷」は公社の本会計と切り離れた独立採算制をとっている。

(4) 小 括

公社は農地保有合理化事業や農作業受託事業を柱としながらも、多くの部門を手がけており、2年半という実績ながらも地域における農地資源管理の担い手としての存在意義は大きくなっているといえるだろう。

しかし、一方では公社が抱えている課題も多い。その第1にあげられるのは農地保有合理化事業や農作業受託事業における作業効率性の問題である。先述したように、公社が管理耕作を行っている農地は町内に20カ所（ハウス用地を除く）、受託作業を行っている農地は293カ所あり、しかもこれらの圃場区画は概ね20a前後と狭小である。そのため、作業効率が悪く、労働力の面でも現行の職員体制では限界に近づきつつある。

第2に、公社・農用地利用組合・個別農家における連携関係の脆弱性である。農作業委託を希望する農家は一部地域を除いて、公社に直接受注するかたちをとっており、公社と個別農家における農地や農作業の仲介・調整を行う農用地利用組合が十分に機能していない。そのため、公社は町内全体の点的な委託希望者に対応せざるを得ず、第1の課題でみた作業効率性の悪さに結びついている。

第3に、公社の財政上の問題である。現在のところ、公社が行う小ネギ部門が収益の柱となり、農作業受託事業をはじめとする収支

上の問題をカバーしている。96年の本会計決算では約200万円弱の収益が生じているが、これは町からの補助700万円がなければ約500万円の欠損が生じることとなる。公社は事業開始後からまだ2年半しか経過しておらず、現行はあらゆる事業を広く行い、どの部門が収益の核となるか模索している状態にある。

上記の第1から第3までの課題への対応策を示せば、①町内の担い手や組織の育成、②公社自体の経営基盤の確立、という2点に集約できるだろう。①は上記課題の第1と第2に対応しており、担い手や組織を育成しながら、町内の農地受託体制の分業化（棲み分け）を行うことにより、公社の作業効率性を高めることである。②は公的な財政援助を受けながらも、安定的な収益部門をつくり、公社自体の経営基盤を確立することである。

以上の対応策を踏まえ、今後の公社の方向性はどのようなものとして想定できるであろうか。その一つは農作業受託事業をさらに拡大し、農地の直接的な担い手として全町的にカバーすることである。全町的に対応することになれば、現行の職員数の問題はあがるが圃場分散による作業効率性の悪さは軽減することができる。農家側からしても、先のアンケートで「作業委託を（将来も含めて）希望する場合の面積」として、主要作業では耕起2,837a、代かき2,882a、田植3,147a、刈取・脱穀2,337a、乾燥・調製4,363aであり、現在受託している面積の5～10倍の作業が委託に出される可能性がある。また「公社等に耕作を希望する耕地」では水田5,195a、畑581a、樹園地1,857aとなっている。これらの農地を基盤として、公社が土地利用型における一経営体として確立すれば、財政上の問題もクリアすることが可能となる。ただし、農地や農作業の受託において効率性を発揮するためには、受託する農地の分散を防ぐための農地の利用調整が必要であることはい

うまでもない。

第2の方向は、地域の担い手や組織の育成を図る地域調整主体として機能しながら、一方で公社自体の経営基盤を確立していくことである。しかし、実際には高齢化の進行や担い手不足のため、個別農家や組織が町内すべてに渡って農地資源管理の主体として位置づけることは非常に困難であり、また公社の調整主体としての役割もそもそも不可能となる。

今後は公社活動4年目（98年4月～）を機に公社事業の見直しが図られることとなるが、その方向性をどのように打ち出していか注目されることである。

（江川 章）

- 注(1) 国見町が公社設立時に利用した主な県事業は、①農業公社設立支援モデル事業(95,96年度)、②野菜産地拡充強化緊急対策事業(94年度)、③低コスト生産体制整備対策事業(94年度)である。①は県と町が年間1,000万円ずつの助成であり(2年間で計4,000万円)、この助成によって農業機械、格納庫、事務所の備品等を整備した。②の事業は公社が経営する小ネギ用ハウスの建設に活用されている。また、③は公社が行う事業に町が100%負担を行うものである。
- (2) 国見町は他県の公社を事前に視察しており、国見町ふるさと振興公社設立に当たっては、特に島根県の(社)横田町農業公社を参考にしたということであった。また、国見町とほぼ同時期に設立された大分県下の他町村の公社には、(財)緒方町農業公社(94年)、(社)杵築市農業公社(95年)、(社)大野町農業公社(95年)がある。
- (3) 麦作における作業受託料金(10a当たり)は、麦田耕耘(荒起こし)6,000円、麦田耕耘(代かきを含む)10,000円、刈り取り・脱穀10,000円となっており、これも町の標準料金と同一である。
- (4) 事業費のほとんどは「過疎地域滞在施設整備モデル事業」(国土庁、1993～95年)

でまかない、残額は過疎債を充当している。また、「あかねの郷」に付属する公園施設は「産業再配置促進環境整備費補助事業」(通産省、1994年度)を利用して整備を行っている。

- (5) 公社の現有農業機械は全て町が所有者となっており、その購入費用や維持費は町が賄っている。

6. 農林業関連機関による地域資源管理

町内の農業関連諸機関(以下、役場を除く)が関わる農地以外の地域資源の管理で、注目しておくべきは伊美郷土地改良区による水利と東国東森林組合等による森林管理であろう。本章では、主にそれらの活動の実態および今後の課題を概観しておきたい。

(1) 伊美郷土地改良区

伊美郷は、町内三つの旧村のうち町の中央に位置する旧村で、とくに水田が多い地区である。国見町史によれば、この地区は、明治期以前から開田が盛んに行われ、当時から灌漑用水の不足、あるいは旱害に悩まされてきた。このため、早くから地区内を流れる伊美川の上流にため池(一ノ瀬ため池)を築造することを悲願としてきたが、1939年の大干ばつを機に地元の運動が実り、その後ほぼ水不足の問題はない。着工は1941年、完成は1944年、今日町内にあるため池(52カ所)のなかでは最も後発で、かつ最大規模のものである。

伊美郷土地改良区は、このため池の管理・運営のために設立された。1941年の設立当時は伊美郷耕地整理組合、1951年から現在の名称・組織に改変されている。はじめに組織の概要をみておこう。

今日、地区内の受益面積は138.2ha、組合員数は333名(総代36名)、役員は、理事9名(うち員外理事1名)と監事3名で構成され

ている。日常の事務は、常勤理事長と事務員1名で行われている。本改良区の主な業務と運営の内容は、ほぼ次のようである。

最も重要な業務は、一ノ瀬ため池の水を、伊美川に設けられた21の井せきによって適宜地区内に配水することである。このため、井せきには合計16人の世話人を配置、土地改良区の指示の下で配水作業に当っている。各井せきには水利組合が組織され、取水した水の配分や末端水路の維持補修を行っている。世話人の任期は2年、手当は井せきにより異なるがほぼ年間1万円である。なお、この水利組合の運営費として、土地改良区が代わって年間1,000円／反を徴収している。

土地改良区の運営に必要な経費は、基本的には、經常賦課金1,800円／反でまかなわれている（これに町からの事務費補助金50万円）。また、場整備実施地区の受益者（1990から97年度にかけて地区内で三カ所において県営ほ場整備事業が実施された）について、事業費に応じた負担、すなわち特別賦課金（13,338～500円／反）を徴収している。参考までに平成8年度の土地改良区の収支をみると、収入13,666千円、支出13,267千円、繰越金399千円である。

地区内の水利は、現在のところほぼ問題がないとみられる。農業用水はほぼ過不足なく供給され（地区内には一ノ瀬ため池のほか、大小12のため池がある）、さらに標高の高い地域で飲料水が豊富であったり、また、防火用水にも事欠かないのも、こうした水利システムがあつてのことといつてよい。しかも、それはほぼ地元の負担（町の負担はごく僅か）で行われていることは特筆される。

しかし、こうしたシステムも、近年の運営経費の増加、今後の町内での圃場整備の推進、さらには今後の水利の合理化（井せきによる灌漑からパイプ灌漑への移行など）を考えると、必ずしも樂觀は許されない。

ところで、1998年3月に、町内にもう一

つ存在する国見土地改良区（1965年に設立）の伊美郷土地改良区への吸収合併が行われた。国見土地改良区は、50年代後半からのみかんブームの折りに、山林（里山）を開墾してみかん畑を造成するために設立された。大分県下では、そのために県営開拓パイロット事業を導入した第1号であつた。受益面積は168.7ha、組合員は168人である。しかし、その後のみかんの価格暴落により現在は当時の園地の約8割は廃園となり、また、既に当時の借入金の償還を終え、平成7年度には經常賦課金がゼロになるに及んで業務の運営が難しくなった。今回の合併はまさにそのための対策であつた。

合併を契機に町内全域を対象とする伊美郷土地改良区（受益面積306.9ha、組合員数487人）が誕生した。本町では、今後はこの土地改良区が、町内の一元的な水管理と圃場整備のより積極的な推進の主体となることが期待されている。

（2）東国東森林組合

町内の森林面積は合計で4,557ha、これは町内の総面積の約6割に当たる。このうち私有林は4,413ha（集落等で所有する財産区有林は1,000ha）とほとんどを占め、町有林は144ha、国有林は全くない。人口林率は5割程度と低く、樹齢も20～30年生が太宗を占め、有利な林業経営は難しい。（なお、このほか町内には町の森林公園50haがある。）

一方、森林所有者は1,350戸、うち町外の所有者は約1割に及ぶ。所有面積は平均戸当たり5haと小さく、最大でも40～50haである。このうち、2ha以下の所有者はほとんどが農業兼業（椎茸、米、野菜等）で、個人で管理している家が多い。これに対して、5ha以上層では、近年の担い手の高齢化の進展の下で、主な作業を森林組合へ委託するものが多い。

東国東森林組合は、1991年、国見町を含む

東国東郡内5町村の森林組合が合併して発足した。本町内の組合加入者は650人（森林所有者の約5割、うち50名は町外に在住している。組合加入率が低いのは、零細規模のものが多くに加えて、天然林の割合が大きいためである。

組合は国見町内に一つの作業班を置き、常雇6名（全員60歳代）と臨時・季節雇用10名（40歳代、50歳代各1名、他は60、70歳代）によって作業を行っている。昨年の実績は新植10ha、間伐100ha、主伐5ha、下刈り・枝打ち150haであった。ちなみに、材木は中津市の原木市場へ出荷しているが、現状では80年生以上でなければ採算がとれない。

この作業班のほかに、林業の新たな担い手として同組合内に設立された森林整備センターがある。これは、作業班の高齢化に伴い、新たな林業の担い手の育成を図るため、昨年からの県の指導で設けたものである。ここでは、40～50歳代の5名を月給制で採用し、特別の技術研修を行い県からリースを受けた高性能機械による作業を行っている。将来的には人数を増やし、郡内の森林管理の中核を担わせる考えのようである。

このように、森林組合が地域の森林管理の重要な担い手となっているが、同時に次のような課題を抱えている。

一つは、近年、森林組合への作業の委託が増加する一方で、全く管理されない森林（とくに不在所有者のもの）も増えていることである。しかも加えて、森林組合の作業班の高齢化も著しい。このため、上記の森林整備センターに対する期待と共に、町内に設立された農業公社に対する期待も大きい。現在、組合では人の手間を要する下刈り・枝打ち等の受託作業の一部を農業公社に委託しているが、このことは公社にとって、冬場の作業を確保するメリットがある。公社の今後の対応如何では、さらにその面積を増やすことが可能と思われる。

もう一つは、里山に広大に存在する荒廃みかん園の問題である。跡地利用としては、森林組合による植林が考えられるが、現状では農振農用地の指定があり、しかも依然として固定化負債の問題もあることから、全く手つかずの状態にある。

(3) その他の農業関係機関

ここでは、上記の外に町内を活動地域に含む農業関係機関で、地域資源の管理・活用の観点から、みておく必要のあるものの活動について若干ふれておきたい。

まず、JAくにさき農業協同組合（1992年、国東町、国見町、武蔵町および安岐町の4農協の合併で誕生した広域組合）であるが、ここでは水田のとも補償を行っている。具体的には、町内26地区のうち13地区でのとも補償、うち3地区でのブロックローテーション及び集団転作である。この場合、町の助成が3分の2、農協の負担が3分の1である。また、この農協は農業生産振興の観点から東国東郡技術協会を組織し、推進品目の選定と技術指導を行っている。

次に、国東農業改良普及センターの活動で関連するのは、当町の野田地区を対象に行っている集落営農のモデル事業（県内12センターで各1カ所）であろう。この事業は、地域内の労働力の有効活用を図ることに主眼を置き、話し合いによって農作業を受託促進し、他方で雇用型（企業）農業の確立、女性の参加、環境整備を図るものである。この事業に先立ってセンターが行ったアンケート調査では、集落営農の実施を望む声が多かったという。

最後に、くにみ農産加工有限会社についてみておこう。これは、1981年に第2次構造改善事業によって設立されたもので、出資は町、農協、地元農家および獺キューピーマヨネーズによる、地元農産物の加工を行う第3セクターである。発足当初は、業務用冷凍食

品として、いちご、ほうれん草、たまねぎおよび人参の4品目で製造を開始した。その後、各種補助事業を導入して、野菜の集荷場、排水処理施設、冷蔵庫等を整備し、他方でピクルス用キュウリ、ドレッシング用白ネギ、ニンニクその他の製造加工、さらにはピラフ製造を加え今日に至っている。資本金は当初500万円であったのが現在では8,000万円と大幅に拡大、従業員も約90名（パートが約半分）、売上高も8億円と町内では大手の雇用先である。

当初、地元の野菜等を活用して加工を始めた。しかし、製造規模が拡大した今日、必ずしも町内での調達では十分な原料の確保が出来ない状況であり、とくに加工野菜、原料米の地元振興が問題となっている。

（両角和夫）

7. おわりに

（1）国見町における農地資源管理の課題

国見町は、地域区分からみれば中山間地域の中でも比較的条件が良いとされる中間農業地域に分類されている。しかし、2でみるように同町における人口の減少と高齢化の進行は著しく、その中でもとりわけ高齢化問題が将来的に深刻な地域問題となる可能性が高い。また、農業部門についてみるならば、各集落で営農の継続が困難となった高齢農家が急増しており、担い手農家層が希薄な集落では遊休・荒廃農地の発生もみられる。

このような状況の中、国見町の農地資源管理（水田管理）は、ごく一部の集落を除き、個別的な対応が中心となっている。集落内での個別相対はもとより、集落の枠を超えて点在する担い手農家の入り作によって、各集落のかんりの水田が管理されているのである。しかし、農地資源管理に大きな役割を果たしているこれら担い手農家の実態をみると、稲作部門を経営の中心に据えている農家は、そ

の数が極めて少ないことに加え高齢化も進んでいる。3でみたように同町において若い農業担い手が確保されているのは、圧倒的に施設型の農家が多く、これら農家に集落内全ての水田管理を期待するのは極めて難しい状況にある。

とすれば、稲作部門の新たな担い手育成と既存の数少ない担い手農家を効率的に活用する必要がある。そのためには、集落段階での組織的な農地の利用調整が不可欠である。現在のように無秩序に農地が流動化しているもとでは、今後確実に増加する農地や作業に対応していくことが一層困難となることは明白だからである。そこで、注目されるのが集落単位に設立されている農用地利用組合である。しかし、4でみるように現段階では3分の1の集落において組織化されるにとどまっており、しかも既存の全ての組合が、農地の管理機能を十分に果たしているとはいえない。

しかし一方で、東中集落のように、農用地利用組合の組織を効果的に活用し、入り作地の解消を図ることによって集落内の農地を集積していこうとする事例もみられる。集落内で完結する農地管理の仕組みを再構築することによって、集落内での担い手育成が図られているのである。

とはいえ、国見町全体の実状をみると、集落内に農地管理の担い手候補となる農家すら既に見あたらない集落も決して少なくない。これらの集落では、他集落の担い手農家や公社へ個別農家レベルで管理が委託されており、集落での組織的な対応がほとんどなされていない。このため、圃場の分散が進むとともに、圃場条件の悪いところでは耕作放棄地の発生もみられるのである。当面の間は、集落外に農地管理の多くを依存せざるを得ないとしても、将来的に集落内の農地管理を適切に行っていこうとするならば、水田の面的管理を図るための組織体制の整備が早急に求められているのである。

だが、そのためには各集落の自助努力にのみ期待していたのでは困難である。集落の範囲を超えて農地の流動化が進展している現状下では、全町レベルで農地や作業の調整を図ることが極めて重要であり、その役割を担うべき機関としては、公社に期待するところが大きい。しかし、現段階での公社の活動状況は5でみたように、圃場条件等が悪く引き受け手のない農家の農地や作業を、個別農家に代わって直接的に補完するにとどまっているのが現状である。公社自体が設立して間もないこともあるが、農地の利用調整機能の発揮、更には新たな担い手育成に向けた支援等の取り組みが、今公社には求められているといえる。

なお、同町においての資源管理問題としては、樹園地（みかん園）の荒廃跡地利用が大きな課題となっている。本稿ではこの点について多くは触れなかったが、「柑橘栽培を行うのには決して条件不利地域ではなく、むしろ栽培適地である」（調査した新規参入者による）との指摘もあるように、生産基盤を再整備（農道等の拡張等）することによって新規参入者への農地の提供、あるいは観光資源としての活用の可能性もある。ネックとなっている負債問題の解決策が早急に求められているのである。

また、農地以外の地域資源である水や森林については、6でみたように土地改良区や森林組合が中心となって管理がなされており、現段階では大きな問題は生じていない。しかしこれら分野でも、過疎化・高齢化の影響は徐々に始めている。農地資源とともに、地域のこれら資源を維持・管理していくためには、個別的な対応のみでは困難であり、集落、農用地利用組合、土地改良区、森林組合、公社といった各組織間の連携を強めることが求められている。そしてこれら諸組織間の調整を図る機関として公社の役割は極めて重要なのである。

(2) 農業公社を核とした農地資源管理の可能性——島根県頓原町と大分県国見町の比較——

97年度においては、農業公社を核とした農地資源管理が行われている島根県頓原町（本誌No.38に掲載）と本報告の大分県国見町の2町を事例に、中山間地域における地域資源の管理状況と管理主体の現状および課題についての検討を行った。そこで最後に、両町での取り組みを比較し、中山間地域での地域資源管理のあり方について若干の検討を加えたい。

両町の地域資源管理の問題状況をみる場合、第1に、土地条件が大きく異なっている点を踏まえておく必要がある。頓原町は山間農業地域にもかかわらず比較的経営規模が大きく、さらに集落の話し合いを基礎として圃場整備が実施されていることから、集団転作や大型機械の導入が容易な状況にある。また良質米の産地であることも相俟って、稲作を基盤とした経営展開を図ることが可能となっている。一方、国見町の場合は、数的には高い圃場整備実施率（要水田整備面積のほぼ100%）となっているが、圃場の区画が20a前後と小さいため、集団転作や大型機械の導入が困難なところが多い。国見町の一部の地区（干拓地）では大規模稲作経営があるものの、多くは経営規模が零細な農家であるため、施設園芸（イチゴ、メロン）を主とする経営展開がなされている。

第2に、担い手の存在状況の相違が挙げられる。頓原町の各集落には、同居あとなつぎが確保されている農家が比較的多いのにに対し、国見町の場合は、高齢単身者もしくは高齢者夫婦のみの農家世帯が多い。特に、国見町では若い担い手が農業面に限らず少なく、定住問題が大きな課題となっており、町は定住人口の維持・確保という観点からの施策対応に力点をおいている。そのため、町では地域資源管理という側面からの対応は必ずしも十分

になされていないのが現状である。

第3に、上記の世帯構成の相違が集落段階における農地管理の取り組みに大きな違いをもたらしていることである。若者が比較的に残っている頓原町では、兼業オペレーターを活用することによって、集落営農の組織化が可能となり、多くの集落で強固な農地管理体制が確立されている。これに対し国見町では、農地の流動性は高いものの、組織化が総じて遅れており、多くの集落が個別的な対応となっている。その要因の一つとして、出入り作の存在があげられる。また、集落単位に設立されている数少ない農用地利用組合をみても、頓原町の集落営農組織のように個別農家に代わって集落内農地の管理主体へと展開しているものは極めて少ない。

第4にあげられるのは、農業公社の位置づけの相違である。頓原町では集落営農組織がカバーできない農地を農業公社が管理しており、いわば集落営農組織と農業公社の「棲み分け」が図られている。頓原町における農業公社は、農地資源に関する直接的な管理主体と地域調整主体という二つの役割を有しており、将来的には地域調整主体の機能を強化していく方向をとっている。一方国見町では、前述のように担い手（個別農家や組織）が点的な存在であるため、農業公社が直接的な担い手として全町的にカバーせざるを得ない状況にある。このため、農用地の保全コストが割高となり農業公社の経営自体を圧迫すると同時に、労力面からの制約も加わり、本来重要な役割である農地資源管理主体間の調整機能を十分に発揮する状況にない。

以上より、農業集落や農用地利用組合による農地資源管理の関与の度合いが少ない国見町の方が、将来的な農地管理に不安を抱く農家が圧倒的に多く、その不安のほとんど全てを農業公社が背負い込むかたちとなっているのである。

しかし、農地の管理主体が集落営農組織で

あろうと個別農家であろうと、現段階で町内全ての農地管理をこれら主体だけで賄うことが不可能である点は両町で共通している。町内での荒廃農地増加を防ぐためには、農業公社による直接的な補完が必要とされているのである。しかし、今後さらに増加するであろう農地や作業を公社のみで対応していくには明らかに限界がある。当面の間、農業公社自体が直接的な農地管理を行うことはやむを得ないとしても、将来的には集落営農組織や個別農家によって農地管理が完結できるようにするための、担い手育成や地域調整が同時に求められているのである。

現在、中山間自治体に設立されている農業公社の多くは、国見町公社にみられるような担い手農家や組織の補完的な機関として、その役割を果たしているものが圧倒的に多い。その中で、農業公社が単なる農地や作業の受託組織としての役割を担うのではなく、農地管理の地域調整主体としての機能を発揮している頓原町の取り組みは、中山間地域における農地資源管理の一つの方向を示すものとして注目される事例である。町の施策方針やその対応状況にもかかわるわけだが、公社が担い手（農用地利用組合や個別農家）育成にどのようにかかわっていくのかを明確にした上で、町内における各農地管理主体間の調整に積極的に取り組んでいくことが、農業公社を核とした農地資源管理を図っていく上での極めて重要な課題であるといえる。

最後に、中山間地域における地域資源管理のあり方は一様ではなく、農業公社以外の組織が主体となった取り組み事例も多い。この点に関しては、本プロジェクト研究の次年度以降の課題として引き続き取り組んでいきたい。

（橋詰 登，江川 章）

〔付記〕

本調査にあたっては、年末のご多忙な時期にもかかわらず、ご協力をいただいた国見町の農家の方をはじめ、国見町役場、国見町ふるさと振興公社、伊美郷土地改良区、東国東森林組合、JAくにさき農業協同組合、国東

農業改良普及センター、くにみ農産加工有限公司の方々に深く感謝致します。

特に、本調査の準備・調整をして頂いた国見町ふるさと振興公社の小川英二課長には大変お世話になりました。記して感謝申し上げます。